

静岡県子ども読書活動推進計画
—「読書県しづおか」をめざして—
(後期計画平成 20~22 年度)

平成 20 年 2 月
静岡県教育委員会

はじめに

読書は、子どもにとって、豊かな情操を養い確かな学力をはぐくむ上で、とても大切な活動です。また、氾濫する断片的な知識によって行動が決定されやすい今日の情報化社会の中で、本を通して自分と向き合う読書体験は、これまでよりも一層重要性を増しています。

このような認識のもと、静岡県教育委員会では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月公布・施行）に基づき、「静岡県子ども読書活動推進計画ー『読書県しづおか』をめざしてー」を平成16年1月に策定し、「『読書県しづおか』づくりの推進」を県の重点施策として取り組んでまいりました。

この計画は、平成22年（2010年）度までの、県内の子どもたちの読書活動を支え、推進するための施策や推進体制の在り方を示したものですが、本年度が平成22年度までの中間年度にあたることから、現状・課題を再分析するとともに、施策の方向や努力目標（数値目標）について見直しを実施し、このたび、「静岡県子ども読書活動推進計画ー『読書県しづおか』をめざしてー（後期計画平成20～22年度）」として策定いたしました。

この後期計画は、これまでの基本の方針は継承しつつ、現状・課題、施策の方向について追加・変更を行い、特に努力目標（数値目標）については、従来の10項目に、「本を読むことが好きだと答えた児童・生徒の割合80%以上」「12学級以上の学校の司書教諭の週当たりの授業軽減時間数3時間程度（小学校・中学校）」の2項目を新たに追加しました。また、これらの努力目標（数値目標）の達成をめざして、今後3年間（平成20～22年度）に、県教育委員会が重点的に取り組む具体的な施策をアクションプランとしてまとめました。

県全体で子どもの読書活動を推進していくためには、市町との連携・協力が欠かせません。県教育委員会では、県の計画の推進とともに市町における「子ども読書活動推進計画」の策定を働きかけてまいりました。平成19年12月末現在で、27市町で策定が終了しており、また、5市町で策定作業が進められています。その内容は、「図書資料の充実」、「公立図書館と学校との連携」、「学校司書の配置」、「読書ボランティアの養成」など、県の計画を基本とするとともに、地域の状況を踏まえた内容となっています。

今後も、市町と連携をさらに図りながら、「読書県しづおか」づくりの実現に向けて取り組んでまいります。

後期計画の策定にあたり、貴重な御意見をいただきました「静岡県読書活動推進会議」の委員の方々、市町教育委員会の皆様に深く感謝いたします。

平成20年2月

静岡県教育委員会教育長
遠藤 亮平

目次

第1章 基本の方針	1
1 計画策定の視点	1
2 基本の方針	2
第2章 子どもの読書活動推進のための施策の方向	5
1 家庭における子どもの読書活動の推進	5
2 地域における子どもの読書活動の推進	6
(1) 公立図書館の整備・充実	6
(2) 幼稚園・保育所その他関係機関における読書活動推進機能・事業の充実	10
(3) 地域における子どもの読書活動推進団体への支援	11
3 学校における子どもの読書活動の推進	13
(1) 学校の体制づくり	13
ア 学校の果たす役割、体制づくり	13
イ 読書指導の充実	15
(2) 学校図書館の整備・充実	16
ア 資料・設備の充実	17
イ 学校図書館の活性化のための人的配置の推進	18
ウ 家庭・地域との連携	20
(3) 障害のある子どもの読書活動の推進	20
ア 読書指導の充実	20
イ 学校図書館等の整備・充実	21
4 図書館間等の連携による子どもの読書活動の推進	23
(1) 公立図書館間の連携	23
(2) 学校図書館と公立図書館の連携	24
(3) その他関係図書館間等の連携	26
5 啓発・広報等の推進	26
(1) 情報の収集・提供の充実	26
(2) 読書週間及び「子ども読書の日」等における啓発・広報の推進	27
第3章 推進・支援体制の整備等	29
1 県における推進・支援体制の整備	29
2 出版、書籍販売業界等との連携	30
3 マスコミ等との連携	30
4 施策の実施に向けて	31
努力目標（数値目標）一覧	32
努力目標（数値目標）の経年変化	34
今後3年間（平成20～22年度）の重点的取組（アクションプラン）	36

参考資料

1	子どもの読書活動の推進に関する法律	41
2	文字・活字文化振興法	42
3	新学校図書館図書整備 5か年計画参考資料（平成 19 年 1 月）	44
4	司書教諭に関する関係資料（静岡県教育委員会 平成 16 年 3 月）	49
5	後期計画（平成 20～22 年度）策定の経緯	56

第1章 基本の方針

1 計画策定の視点

近年のテレビ、テレビゲーム、インターネット、携帯電話などの著しい普及は、子どもたちの生活環境を大きく変化させています。さらに、これらの影響として、子どもの自制心・自律心の低下や短絡的な思考等が指摘されています。

テレビなどに対して、読書は活字を媒介として自分自身の力でその本の世界を心の中に描き出さなければなりません。この読書ならではの作業を通じて、子どもたちは言葉を学び、想像力を豊かなものにしていきます。

変化し続けるこれからの中では、自ら学び自ら考え、主体的に判断する力や他人を思いやる心、いわゆる「生きる力¹」が必要です。子どもの頃からの読書習慣の確立は、この力をはぐくんでいく有効な手段の一つだと考えます。

この「静岡県子ども読書活動推進計画」（以下「推進計画」という。）は以下の4つの視点から策定するものです。

（1）法に基づくものです

この推進計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号。）（以下「法」という。）第9条の規定に基づき策定するものです。また、法第8条の規定により国が策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「国の基本計画」という。）を基にしつつ、本県における子どもの読書活動推進の状況や他の計画等を踏まえたものです。

（2）静岡県の「人づくり」と結びつくものです

この推進計画は、県の総合計画²「魅力ある“しづおか”2010年戦略プラン－富国有徳、しづおかの挑戦－」や県の教育計画³『『人づくり』2010』プラ

生きる力¹

：第15期中央教育審議会第一次答申（平成8年7月）で示された、21世紀の子どもたちに求められる資質・能力。その後の一連の教育改革はこの言葉をキーワードとして展開している。本県では、これを子どもたちに限らず、生涯にわたりはぐくんでいくことが大切だと考えている。

県の総合計画²

：県の将来の振興発展を展望し、これに立脚した長期にわたる県の経営の根幹をなすもので、一般企業の中長期の経営計画にあたるもの。「魅力ある“しづおか”2010年戦略プラン」とは、2010年を目標年次として、多彩な夢の実現に挑戦できる「魅力ある“しづおか”」をめざし、戦略的に進める計画という意味を込めて命名した。平成14年4月に策定。

県の教育計画³

：平成14年4月に県が策定した総合計画の教育行政分野、及び、平成13年2月に県教育委員会が策定した中期教育方針「魅力ある教育づくり21世紀初頭プラン」を踏まえて平成14年9月に策定したもの。この計画では、21世紀を生きる人を「生涯学習社会を生きる人」ととらえ、生涯にわたって学び続け、新しい知識や能力を主体的に獲得し発揮していくことができるような人づくりが重要であると考え、基本目標を「未来をひらく『意味ある人』づくり」としている。

ン」にいう「未来をひらく『意味ある人^{*4}』づくり」を実現するための具体的な実施プログラムの一つとなるものです。

(3) 2010年までの施策の方向を示すものです

この推進計画は、平成13年度から展開してきた「子どもの読書習慣づくり総合推進事業」を継続的、発展的に推進するもので、県下の子どもたちの読書活動を支え、推進するための施策や推進体制の在り方などについて、およそ平成22年（2010年）までの方向を示すものです。

(4) 市町の推進計画の指針となるものです

この推進計画は、国の基本計画とともに、県内の各市町が、それぞれの市町における子どもの読書活動の推進の状況などを踏まえ、独自の「子ども読書活動推進計画」を策定する際の指針になることを期待しています。

2 基本の方針

県下のすべての子ども^{*5}が自主的に読書活動を行うことができるようになるため、読書環境の整備、読書機会の提供、読書活動の啓発に努めます。

そして、県民一人一人の生涯を通した読書習慣の確立に向けて、以下に述べるように、成長過程に応じた施策とともに、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組を推進し、「読書県しずおか」の構築を図ります。

(1) 「本に出会い、本を知る」

乳幼児期から、子どもが「本と出会い」、そして「本を知っていくこと」は、本とともに人生を歩み始め、読書習慣を身につけていく上で大切です。そして、それは心のこもった本の楽しさを親が子どもと分かち合うところから始まります。

- ア 親子のふれあいを重視した取組への支援・啓発を図ります。
- イ 公立図書館(図書館法第2条第2項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。)等身近な地域の読書環境を整備します。

(2) 「本に親しみ、本を活かす」

就学期には、読書習慣を身につけ、本に親しむことによって知識を蓄え、心を豊かにすることが望まれます。それが、社会の中で生きていくための糧を得ることにもつながります。そこでは、図書館が強い味方になります。また、本を通じた友人等との交わりは、さらに読書の味わいを深いものにします。

意味ある人^{*4}

: 平成11年10月に「静岡県人づくり百年の計委員会」から提言された人づくりの理念。提言では、「精神的に自立し、思いやりの心をもって、何かができる人」と定義している。

子ども^{*5}

: 本計画でいう子どもは、おおむね18歳以下の者をいう。

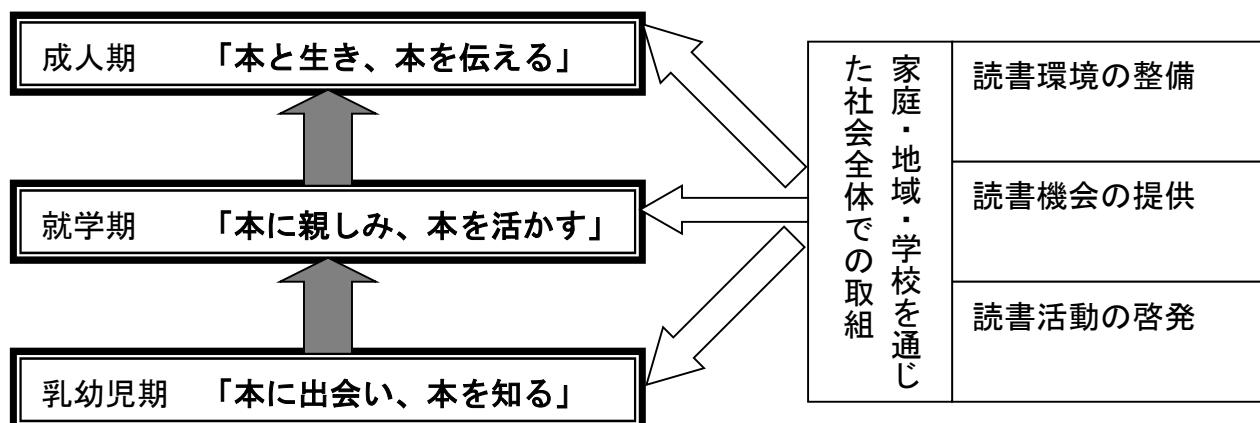
す。

- ア 学校全体で読書習慣づくりに取り組む推進体制を整備します。
- イ 学校図書館の活性化を図るため、資料・設備の充実、人的配置の促進に努めます。
- ウ 家庭・学校の読書活動を支援する公立図書館等身近な地域の読書環境を整備します。

(3) 「本と生き、本を伝える」

日常生活を営んでいく上で、私たちは誰でも様々な疑問や課題が生じます。読書はこれらを解決する有力な手段の一つです。成人してからも生涯にわたって本を傍らに置いて人生を歩むこと、そしてその姿を次世代の子どもたちに伝えていくことが望まれます。

- ア 大人自身の読書活動を推進するための啓発と環境整備に努めます。
- イ 親子読書など家庭での読書活動を促進します。



「静岡県子ども読書活動推進計画」の体系と施策の方向

家庭における子どもの読書活動の推進

- ・ 読書の重要性についての理解の促進
- ・ 親子読書等の奨励

地域における子どもの読書活動の推進

- ・ 公立図書館の設置等の促進
- ・ 公立図書館における専門的職員の養成及び配置の促進
- ・ 公立図書館におけるお話し会等の活動や関係機関等との連携した取組の促進
- ・ 県立中央図書館の子ども読書活動支援機能の充実
- ・ 幼稚園・保育所の図書コーナーの整備及び職員等の研修の充実の促進
- ・ その他関係機関の子ども読書関連事業の促進（ブックスタート活動等）
- ・ 読書ボランティアの養成
- ・ 地域活動への支援

学校における子どもの読書活動の推進

- ・ 研修による教職員への啓発と協力体制の確立の促進
- ・ 年間活動計画の作成の促進
- ・ 朝読書、読み聞かせ等の実施、目標読書冊数の設定
- ・ 計画的な学校図書館図書資料等の整備の促進
- ・ 学校図書館の情報化の促進
- ・ 司書教諭の授業時数の軽減等
- ・ 司書教諭の発令促進
- ・ いわゆる学校司書の全校配置の促進
- ・ 学校図書館担当職員の研修等の充実
- ・ ボランティアとの連携の促進

図書館間等の連携による子どもの読書活動の推進

- ・ 公立図書館間の情報ネットワーク化の推進
- ・ 資料搬送網の整備
- ・ 学校図書館と公立図書館の連携
(公立図書館の図書資料等やレファレンス機能の活用、合同研修会の開催等)
- ・ 学校図書館、公立図書館と県内の大学、教育機関、国際子ども図書館等との連携

啓発・広報等の推進

- ・ ホームページを活用した情報提供
- ・ ブックリストの作成
- ・ 読書週間及び「子ども読書の日」等における啓発・広報の推進
- ・ 読書関連イベントを通じての啓発・広報

推進支援体制の整備

- ・ 「読書活動推進会議」の開催
- ・ 市町との連携
- ・ 出版、書籍販売業界、マスコミ等との連携

第2章 子どもの読書活動推進のための施策の方向

1 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもの読書習慣は日常生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置づけられ、継続して行われるよう親が配慮していくことが大切です。家庭においては、親が読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだりして、読書の習慣づけを図ることや、読書を通じて子どもと感じたことや考えたことなどを話し合い、読書に対する興味や関心を引き出すように働きかけることが望まれます。

＜現状・課題＞

- ・ テレビ、テレビゲーム、ビデオ等の映像メディア、インターネット・携帯電話等の情報端末の著しい普及、両親が共に就労する家庭の増加、塾・稽古事に関わる時間の増加等、子どもの生活環境の変化によって、読書を通じた親子の時間が取り難くなっています。
- ・ 一方、地域の公立図書館や公民館等では、親子で参加できるお話し会等が開催されています。
- ・ また、地域によっては、保健センター等で行われる乳幼児の定期健診時に、ブックスタート活動^{*6}など首長部局との協働による取組が広がりをみせています。
- ・ 平成18年度からは、家庭での読書活動推進を支援するため、小学生から読書に親しむための読書ガイドブック『本とともにだち』を作成し秋の読書週間にあわせて、県内すべての小学校1年生に配布しています。

＜施策の方向＞

(ア) 親が集まる機会・マスコミを通じての啓発

- ・ 学校・幼稚園・保育所のPTA・保護者会等の活動を通じて、読書や読み聞かせの重要性についての理解を促進します。
- ・ 地域の保健センター等で行われる健診等の機会を利用して、ブックスタート活動等読書活動の啓発が図られるよう促します。
- ・ テレビ・ラジオ番組、新聞等マスコミを通じて、読書や読み聞かせの重要性の啓発や事例紹介を行います。

(イ) お話し会等を通じての啓発

ブックスタート活動^{*6}

：赤ちゃんと保護者が肌のぬくもりを感じながら、言葉と心を通わすかけがえのないひとときを、絵本を介して持つことを応援する運動。0歳児健診に参加した赤ちゃんと保護者を対象に、絵本や子育て関連の資料などを手渡す。1992年に英国で始まり、日本でも実施する地方自治体が増えつつある。県内では、平成19年8月現在で、24市町において実施している。この他に、類似の方法で6市町が取り組んでいる。

家庭に身近な地域の公立図書館、児童館、公民館等において、親子で参加できる読み聞かせやお話し会を通じて、読書の啓発が図られるよう働きかけます。

(ウ) 読書を通じた親子の時間を持つことの奨励

家庭で「読書の時間」を設け、親が読み聞かせをしたり、子どもと一緒に読書をしたりして、読書を通じて団欒が持たれるよう啓発を図ります。

(イ) 障害のある子どもの読書活動の支援

障害のある子どもの読書活動を支援するため、公立図書館、特別支援学校、福祉施設等の図書資料等の整備を促すとともに、障害のある子どもの家庭に対してその利用を積極的に広報するよう働きかけます。

2 地域における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するためには、身近なところに読書のできる環境を整備していくことが重要です。

公立図書館は、子どもが、学校外で、本と出会い読書を楽しむことのできる場所であり、地域における子どもの読書活動推進の中核的な役割を果たすことが期待されています。

地域の読書活動推進団体・グループ、青少年団体等の関係団体、保健所・保健センター、保育所等の関係機関なども、子どもの読書活動の推進に関する理解や関心を広めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動を推進する上で大きな役割を果たしています。

また、大学の図書館も地域開放を進めており、高校生の読書活動の場を広げることが期待されます。

(1) 公立図書館の整備・充実

＜現状・課題＞

- ・ 本県における公立図書館の設置率は、平成 19 年 4 月現在、市部では 23 市全てに設置されて 100%、郡部では 19 町中 13 町で 68.4%、市町全体の設置率は 42 市町中の 36 市町で 85.7%（全国平均 71.7%（「日本の図書館 2006」より））となり、全国的には比較的上位に位置しています。また、県内の市町立図書館の個人への総貸出資料数は年間約 2 千万冊で、このうち児童図書の貸出は約 30%を占めています。（平成 18 年度実績）
- ・ 県内の市町立図書館の設置率は平成 15 年 4 月の 74.0%から、85.7%まで向上しましたが、その背景には市町村合併の進展による自治体数の減少も影響しており、今後、各市町内の地域における図書館サービスをより一層進めていくためには、分館等の設置が望まれます。また、県内の 6 町では、条例に基づく図書館が未設置であり、県内すべての地域の子どもたちに十

分な図書館サービスを受けられる環境の整備に引き続き取り組む必要があります。

- ・ インターネットによる蔵書検索は、学校や家庭において必要な資料を検索するための有効な手段です。県内の図書館でも年々導入が進み、平成19年4月現在で、県立中央図書館と24市町の各図書館の蔵書検索が可能です。今後、すべての市町立図書館の資料が検索できるよう、一層整備を進めていくことが必要です。
- ・ 図書館職員については、公民館図書室等も含めた専任職員の割合は約42%、その中で司書⁷有資格者は約41%（平成18年度実績）、ここ数年間減少傾向が続いている。子どもの読書活動を支援していくためには、図書の充実とともに、その支援にあたる専門的な知識・技術をもった職員の適切な配置や養成を図っていく必要があります。
- ・ 県立中央図書館では、平成13年度から児童図書の購入を開始し、平成15年度からは、その年に出版される全点の児童書を購入するよう努めています。また、平成16年度には、子ども図書研究室を設置し、市町立図書館等への支援とともに子どもの読書活動推進にかかる人たちへの支援も開始しました。

＜施策の方向＞

ア 市町立図書館等の整備・充実

公立図書館は、地域における子どもの読書活動推進の拠点施設です。市町に対しては、以下に述べるような「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成13年7月文部科学省告示）、「これから図書館像」（平成18年3月文部科学省報告）及び国の基本計画に基づいた図書館の設置及び整備・充実が図られるよう働きかけていきます。

（7）図書館の設置等

市町には、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、公立図書館の設置の推進とともに、住民の生活圏、図書館の利用圏などを十分に考慮し、分館等の設置や移動図書館車の活用により、当該市町の全域サービス網の整備が図られるよう働きかけていきます。

（1）専門的職員の養成や配置

図書館職員は、児童図書をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、利用者に対する読書相談、子どもの読書活動に対する指導など、子どもの読書活動を推進する上で極めて重要な役割を果たします。このため、市町には、職員がこれらの専門的知識・技術を習得できるよう、研修を充実させるとともに、専門的職員の適切な配置や養成が図

司書⁷

：図書館法第4条の規定に基づいて図書館に設置される専門職員。

られるよう働きかけていきます。

(ウ) 図書資料等の整備・充実

地域の子どもの読書活動を推進していくには、地域住民にとって身近な市町立図書館の図書資料等の整備・充実が必要不可欠です。市町立図書館においては、豊富で多様な図書資料等の計画的な整備が図られるよう働きかけていきます。

(イ) 図書館の情報化

地域住民に対する児童図書の蔵書・貸出情報や、お話し会の開催などに関する情報の提供は、子どもの読書活動を推進していく上で重要な役割を果たします。インターネットによる蔵書検索システムの導入など、市町立図書館の情報化の推進が図られるよう働きかけていきます。

(オ) お話し会等の実施

子どもに読書に親しむ機会を提供するため、市町立図書館には、児童図書の貸出の他に、読み聞かせ、お話し会、ブックトーク等の実施、子どもに薦めたい図書の展示会の開催、保護者を対象とした読み聞かせや本の選び方・与え方の講習会などの実施を働きかけていきます。

(カ) 障害のある子どもの読書活動の支援

障害のある子どもの読書活動を支援するため、市町立図書館には、施設面での配慮、さわる絵本や布の絵本、拡大写本等の資料及び読み上げ機能のあるパソコン、卓上ライト、ルーペ等の機器の整備・充実とともに、病院や福祉施設・特別支援学校等と連携したサービスの充実が図られるよう働きかけていきます。

(キ) 在住外国人の子どもの読書活動の支援と国際理解の促進

市町によっては、在住外国人が増加しています。市町立図書館には、在住外国人の子どもの読書活動を支援するため、外国語資料の収集・提供、利用案内等のサービスの充実が図られるよう働きかけていきます。

また一方、翻訳された絵本や外国に関する資料等を充実し、紹介していくこと等により、海外の文化への理解が深まるよう働きかけていきます。

(ク) 関係機関等との連携

市町立図書館が中心となって、地域の読書活動推進団体・グループ、青少年団体等の関係団体、保健所・保健センター、保育所等の関係機関

と連携した子どもの読書活動を推進する取組が図られるよう働きかけていきます。(例 ブックスタート活動等)

(ケ) ボランティアの参加促進

市町立図書館には、子どもの読書活動を支援するため、必要な知識・技能等を有する者のボランティアとしての参加を一層促進するよう働きかけていきます。また、ボランティア希望者への活動の場などに関する情報の提供や、ボランティア養成のための研修の実施など諸条件の整備が図られるよう働きかけていきます。

イ 県立中央図書館における子どもの読書活動支援機能等の充実

(ア) 児童図書の充実と活用

県立中央図書館は、市町立図書館、公民館図書室等を積極的に支援するため、幼児・児童用の図書資料等の網羅的な収集に努めます。また、子どもの読書に関する調査・研究用の資料の収集に努めます。

収集した資料を「子ども図書研究室」(平成16年6月開室)の資料として活用し、子どもの読書活動を支える方々を支援していきます。

新しい県立中央図書館についての研究や準備にあわせて、児童サービス部門の導入、及び「子ども図書研究室の整備」について検討していきます。

(イ) 情報化の推進

県立中央図書館は、利用者のニーズに的確に対応するため、ホームページや蔵書検索システム等を充実することによって、館内はもちろん、インターネットを通じてどこからでも必要な情報が得られる環境を整備していきます。

(ウ) 図書館運営に関する助言

県立中央図書館は、県内の市町立図書館の要請に応じて、図書館サービスや運営に関する助言を行い、県全体の図書館サービスの向上に努めます。

(エ) 図書館未設置町への支援・協力

県立中央図書館は、図書館未設置町に対して、図書館設置の働きかけや設置に関する助言を行います。また、子どもたちがより充実した図書館サービスを享受できるよう、公民館図書室等の業務運営への助言・協力、図書資料等の貸出や絵本の展示、読み聞かせの開催など支援に努めます。

(オ) 研修の充実

県立中央図書館は、子どもへのサービスの向上を図るため、市町立図書館及び関係機関と協力し、県内図書館職員、学校図書館を担当する職員等を対象に、その専門的知識・技術を高めるための研修の充実を図ります。

(カ) 調べ学習等への対応

県立中央図書館は、学校における総合的な学習の時間や調べ学習に利用できる資料の収集に積極的に努めるとともに、学校及び市町立図書館の利用に供します。

(キ) 子どもの読書活動に関する助言

県立中央図書館は、関係機関と連携し、図書館職員、ボランティア、保護者、教員等からの相談に対して適切な助言を行うとともに活動のコーディネート役を務めます。

(ケ) 障害のある子どもの読書活動の支援

県立中央図書館は、病院図書館、点字図書館及びボランティアと連携しながら、病院、特別支援学校等を通じて、障害のある子どもの読書活動の支援に努めます。

(ケ) 在住外国人の子どもの読書活動の支援と国際理解の促進

県立中央図書館は、県内在住外国人の子どもの読書活動を支援するため、外国語資料の収集・提供、利用案内等のサービスに努めます。

また一方、翻訳された絵本や外国に関する資料等を充実し、紹介していくこと等により、海外の文化への理解が深まるよう努めています。

(2) 幼稚園・保育所その他関係機関における読書活動推進機能・事業の充実

＜現状・課題＞

- 幼稚園や保育所においては、子どもの年齢（発達）に応じたカリキュラムや指導方針が設定され、日常的に読み聞かせや紙芝居などが行われています。また、図書室や図書コーナーの本の貸出も行われています。しかし、絵本等の種類や量には限りがあり、また、設備も十分なところばかりではありません。どんな絵本をいつ頃、どのように与えるかなど職員の研修も必要とされています。
- 児童館や公民館の図書室は、所蔵資料は必ずしも十分とはいえませんが、読み聞かせボランティアや子育てサークル等の拠点となっているところもあり、地域の身近な読書活動の支援の場になっています。

- ・ 地域子育て支援センター等^{*8}では、絵本の展示、読み聞かせ、紙芝居、絵本の貸出等、子育て家庭の読書活動の支援に取り組むところが見られます。
- ・ また、地域によっては、保健センター等で行われる乳幼児の定期健診時に、ブックスタート活動などが取り入れられてきています。（再掲）

＜施策の方向＞

（ア） 幼稚園や保育所の図書コーナーの整備及び職員等の研修の充実

幼稚園や保育所の図書コーナー等の整備を働きかけるとともに、公立図書館との連携を促進します。

また、職員等に対して読書活動に関する研修の充実を図るとともに、保護者への読書啓発活動を促進します。

（イ） その他関係機関の子ども読書関連事業の促進

児童館、公民館、地域子育て支援センター、放課後児童クラブ等関係機関の図書室や図書コーナーの整備、また、子どもの読書関連事業の実施を働きかけるとともに、公立図書館との連携を促進します。

（ウ） ブックスタート活動等の促進

地域の保健センター等で行われる健診等の機会を利用して、ブックスタート活動等読書活動の啓発が図られるよう促します。（再掲）

（エ） 障害のある子どもの読書活動の支援

障害のある子どもの読書活動を支援するため、点字図書館や児童福祉施設等における図書資料等の充実とともに、関係機関とのネットワーク化を促進します。

（3） 地域における子どもの読書活動推進団体への支援

＜現状・課題＞

- ・ 地域における家庭文庫は、以前から子どもが本に親しむ身近な場として利用されていますが、住民の自主的な取組に支えられています。
- ・ 読み聞かせボランティアの活動が、各地域において活発化し、子どもの読書に親しむ機会の提供に大きく寄与しています。平成14年2月には、「静岡県読み聞かせネットワーク」が設立され、県内の読み聞かせに関心のある方やボランティア団体が加入して、相互の情報交換や全県的なイベントなどが開催されるようになりました。

地域子育て支援センター等^{*8}

：地域子育て支援拠点事業（ひろば型、センター型、児童館型）として、「地域で気軽に親子が集える場」の整備を推進している。基本事業として「子育て親子の交流の場の提供と交流の促進」、「子育て等に関する相談・援助の実施」、「地域の子育て関連情報の提供」、「子育て及び子育て支援に関する講習会等」を実施している。

- ・ 平成8年度から実施してきた「しづおか県民カレッジ」の講座、各市町独自の養成講座等の修了生は、平成18年度末で、県、市町合わせて約8,700名にのぼり、県内公立小学校の499校(94%)、県内公立中学校の159校(60%)で、読書ボランティアが活躍しています(平成18年度実績)。
- ・ しかし、養成されたボランティアと学校等との連携やスキルアップなど新たな課題が指摘されています。
- ・ また、母親クラブ、子育てサークル等においても、読み聞かせや絵本づくりなどの活動が行われ始めています。
- ・ 今後県では、このような地域の関係団体の活動を一層支援するとともに、協働によって子どもの読書活動の推進を図っていく必要があります。

＜施策の方向＞

(ア) 読書ボランティアの養成

読み聞かせボランティアをはじめとする、子どもに読書の魅力を伝える技術を持ったボランティアを養成するとともに、その活動の場の提供や研修の場の設定などに努めます。また、このような読書に関わるボランティア、NPO等との協働によって子どもの読書活動を推進します。

(イ) 情報の収集、提供等

県内各地で活躍しているボランティアの情報を集めるとともに、その活動を広く紹介します。

(ウ) 「子どもゆめ基金」等の活用

国の「子どもゆめ基金^{*9}」事業や各種財団事業の周知に努め、その活用を奨励します。

(エ) 地域活動への支援

子ども会活動、PTA活動、地域活動連絡協議会、子育てサークル活動等の地域活動において、子どもの読書活動の重要性や読み聞かせの技術等について学ぶ機会の提供に努めます。

(オ) 関係機関の協力体制の促進

地域における子どもの読書活動推進団体を支援するため、学校、図書館、公民館等関係機関の協力体制を促進します。

(カ) 障害のある子どもの読書活動の支援

障害のある子どもの読書活動を支援するため、点訳・朗読奉仕員等

子どもゆめ基金^{*9}

: 独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターに創設された、青少年団体等が実施する主として地域レベルの読書活動等への助成金。

のボランティアを養成するとともに、その専門的技能の向上を図ります。

《努力目標^{*10}》

目標項目	平成 19 年 (2007 年)	平成 22 年 (2010 年)
図書館を設置している市町数の割合	85.7% (平成 19 年 4 月)	100%
県内市町立図書館の児童図書の蔵書冊数（12 歳以下の子ども 1 人あたり）	6.5 冊 (平成 18 年度実績)	7 冊以上
県内市町立図書館の児童図書の年間貸出冊数（12 歳以下の子ども 1 人あたり）	15.5 冊 (平成 18 年度実績)	18 冊以上
読書ボランティア養成人数	8,668 人 (平成 19 年 3 月末)	10,000 人

3 学校における子どもの読書活動の推進

（1）学校の体制づくり

学校は、従来から国語など各教科等における学習活動を通じて、読書活動を行っており、子どもの読書習慣を形成していく上で、大きな役割を担っています。学習指導要領にも、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。」となっています。

それぞれの学校においては、子どもの発達段階に応じた読書活動計画やきめ細かな体制づくりが重要です。そのためには、校長や教職員が一体となって子どもの読書活動の習慣づくりに対する共通理解を図っていくことが必要です。

ア 学校の果たす役割、体制づくり

＜現状・課題＞

- ・ 学校においては、調べ学習、朝読書、読み聞かせ等の実施や司書教諭^{*11}の発令の実施等により、子どもの読書習慣づくりにおける学校の果たす役割

努力目標^{*10}

：県内のすべての子どもたちの読書環境を整備することを目的として、県、市町が一体となって進むべき方向（目標）を数値で示す。

司書教諭^{*11}

：学校図書館法第 5 条の規定に基づく学校図書館の専門的職務に当たる職員で、教諭をもって充てる。「学校図書館法の一部を改正する法律」により、平成 15 年度から 12 学級以上の学校には必置となった。

についての認識が一層高まっています。

- ・ 学校の組織の中に学校図書館部等を位置づけ、全校で取り組もうとしている学校も多くあります。
- ・ 児童生徒を中心とした図書委員会の取組にも工夫が見られるようになってきました。
- ・ 司書教諭等を中心に工夫された積極的な活動を行う学校がある一方、司書教諭が発令されていても、活動が十分でない学校もあります。

＜施策の方向＞

(ア) 研修による教職員への啓発と学校内の協力体制の確立

子どもの読書習慣づくりを進めるため、教職員の初任者研修、10年経験者研修等の各種研修会を通じ、読書指導の重要性や学校図書館の役割について理解を図ります。また、校内では、校長の理解・指導の下、校内研修や研究会を通じて教職員全体の共通理解を図るとともに、司書教諭を中心とした教職員の協力体制の確立を促していきます。

(イ) 年間活動計画の作成

学校での読書活動を推進するため、読書活動に関する全校的な年間活動計画を作成するよう働きかけます。

(ウ) 学校図書館の計画的な利用

学校図書館の充実とともに、教科学習や総合的な学習を中心に全教育活動における計画的な利用を促し、図書館機能の活用を促進します。

(エ) 学校図書館についての調査・研究

県総合教育センターにおいて、学校図書館や読書活動についての調査・研究等を行い、それらを支援する「学校図書館支援センター^{*12}」等の機能について検討します。

(オ) 学校図書館関係の研究組織や公立図書館等との連携

学校図書館関係の研究組織（静岡県高等学校図書館研究会、静岡県教育研究会学校図書館部等）や公立図書館と連携し、学校図書館の果たす役割について共通認識を図るよう各学校に働きかけます。

また、学校図書館関係の研究組織間や研究組織と静岡県図書館協会との連携を促進し、情報交換会や研修会の実施を促します。

学校図書館支援センター^{*12}

：学校図書館の機能の強化・充実を図ることを目的に指定地域内の教育センター等に支援スタッフを置き、学校図書館間の連携に向けた支援、各学校の学校図書館の運営に対する支援、学校図書館の地域開放の支援、図書の選定・収集、資料の組織化等の支援を行う。

イ 読書指導の充実

＜現状・課題＞

- ・ 本県の公立学校における朝読書、読み聞かせ等全校一斉の読書活動の実施率は、小学校 99.4%、中学校 99.2%、高等学校 81.5%、特別支援学校 69.6%です。（平成 19 年度実績）（全国平均 小学校 93.7%、中学校 81.2%、高等学校 37.8%（平成 18 年度実績））、私立学校では、小学校 100%、中学校 65.0%、高等学校 48.8%です。（平成 19 年度実績）
- ・ 本県の公立学校における児童生徒の 1 か月間の平均読書冊数は、小学生 7.3 冊、中学生 3.1 冊、高校生 1.8 冊です。（小学生・中学生は平成 18 年度調査、高校生は 19 年度調査、雑誌、教科書、マンガを除く）
また、私立学校では、小学生 4.4 冊、中学生 1.3 冊、高校生 1.1 冊です。（雑誌、教科書、マンガを除く）（平成 19 年度調査）
- ・ 学校独自の読書週間を設けたり、読書会や紙芝居、ブックトーク^{*13}、アニマシオン^{*14}等を実施したりする学校が増えてています。
- ・ 名文の素読、朗読が注目されてきています。
- ・ 司書教諭を中心として地域や学校の実態に応じた利用指導などを行う「学校図書館の時間」年間指導計画を作成している学校も増えてています。
- ・ 学校における必読図書・推薦図書を定めている本県公立学校の割合は、小学校 41%、中学校 23%、高等学校 44%、私立学校では小学校 50%、中学校 61%、高等学校 61%です。（平成 19 年度実績）
- ・ 図書委員会を中心として貸出事務や書架の整理、展示・掲示などの作業をはじめ、図書館だよりの発行、図書紹介などを行っている学校も多くあります。
- ・ 過去 3 回の P I S A 調査^{*15}で「総合読解力」（「自らの目標を達成し、自らの知識と可能性を発達させ、効果的に社会に参加するために、書かれたテキストを理解し、利用し、熟考する能力」）の問題に対する平均点が低下していることが判明しました。また、平成 19 年 4 月に実施された全国学力・学習状況調査における県内児童生徒の結果分析からも「文章や資料を読み取り、そこから自分なりの見方や考え方をもち、書き表すこと」が課題として指摘されています。図書館の活用による読書習慣

ブックトーク^{*13}

：ひとつのテーマに沿って興味が出てくるように本を選び、楽しみながら紹介していくもの。その回のテーマ（たとえば、”友だち”、”動物”、”福祉”など）に従って、何冊かの本をいろいろな角度から紹介し、本の楽しさを知ってもらう。

アニマシオン^{*14}

：ゲーム的な手法を通じて子どもたちを本に立ち向かわせ、子どもたちを物語の世界に引き込むことをねらいとした取組。

P I S A 調査^{*15}

：「OECD 生徒の学習到達度調査」の略。OECD（経済協力開発機構）参加国が共同して国際的に開発した 15 歳児と対象とする学習到達度問題で調査を実施。2000 年に最初の本調査を行い、以後 3 年ごとのサイクルで実施。2000 年調査では読解力、2003 年調査では数学的リテラシー、2006 年調査では科学的リテラシーが中心分野。

の確立や読書活動の支援をはじめ、各教科担当教員との連携協力により授業改善を図り、「読む力」「考える力」「書く力」を総合的に向上させ、資料活用と解釈・分析能力を向上させることが必要です。

＜施策の方向＞

(7) 朝読書、読み聞かせ等全校で取り組む読書活動の実施

小・中・高等学校では、平成 22 年（2010 年）を目処に、朝読書、読み聞かせ等全校で取り組む読書活動の実施率 100%をめざします。特別支援学校では児童生徒の実態に応じて読書活動に取り組む学部数 100%をめざします。また、すべての学校で子どもが自主的に読書に取り組むように各学校に働きかけます。

(1) 1か月の目標読書冊数の設定

平成 22 年（2010 年）を目処に、児童生徒の 1 か月の読書冊数を小学生 8 冊以上、中学生 3 冊以上、高校生 2 冊以上にすることをめざします。

(2) 推薦図書や必読図書の選定

発達段階や地域の特性などを踏まえた推薦図書や必読図書を選定するよう、各学校に働きかけます。

(3) 読解力・情報活用能力の育成

学校図書館を効果的に活用することによって、各教科、特別活動、総合的な学習の時間に、調べ学習や多様な学習活動を展開し、読解力や情報活用能力の育成に努めるよう各学校に働きかけます。

(4) 先進的な取組の紹介

読書活動の先進的な取組を行っている学校をホームページに掲載するなど、さまざまな機会を通じて紹介します。

(5) 読書を取り入れた授業の普及

「読み聞かせ」や「ブックトーク」、「アニメーション」等、子どもたちが楽しみながら、また集団でコミュニケーションをとりながら読みを深めていく授業の普及を促進します。

(2) 学校図書館の整備・充実

学校図書館は学校教育に欠くことのできないものであり、子どもの自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する学習情報センターとしての機能を果たします。また、自由な読書活動や読書指導の場として、創造力を培い学習に対する興味・関心等を呼び起こし、豊かな心を

はぐくむ読書センターとしての機能を果たし、学校教育の改革を進めるための中核的な役割を担うことが期待されています。

学校図書館の運営にあたっては、校長の理解・指導の下、図書主任・司書教諭が中心となり、教員、事務職員、ボランティアが連携・協力し、それぞれの立場から、学校図書館の機能の充実を図っていくことが重要です。

ア 資料・設備の充実

＜現状・課題＞

- ・ 本県の公立学校図書館で、図書標準^{*16}を達成している学校の割合は、小学校 54%、中学校 42%にとどまっています。(平成 18 年度実績)
- ・ 子どもの読書活動を促進するためには、蔵書冊数だけでなく本の質も大切です。利用されない古い蔵書の廃棄とあわせて、子どもにとって魅力的な本や子どもの学習に役立つ本を中心に充実させる必要があります。
- ・ 多くの学校が学校図書館にコンピュータを整備していますが、図書資料等をデータベース化している本県公立学校の割合は、小学校 63%、中学校 58%、高等学校 87%、特別支援学校 69%です。また私立学校の割合は、小学校 25%、中学校 83%、高等学校 65%です。(平成 19 年度実績)
- ・ 学校図書館については、子どもが行きやすい、1 階や 2 階の明るい場所に設置している学校がありますが、中には最上階の隅にある学校もあります。また、調べ学習用と読書用の 2 つの学校図書館を持つ学校もあります。
- ・ 学校図書館資源共有型モデル事業^{*17}の実施地域（旧細江町、旧豊岡村、旧浅羽町、吉田町の 4 地区）では、学校図書館等をネットワーク化した図書資料等の検索及び貸借・流通システムの研究を進めてきました。さらに、吉田町は国の委嘱により、平成 16 年～18 年度に学校図書館資源共有ネットワーク推進事業^{*18}に取り組み、町立図書館や小・中学校の蔵書や資料等の相互検索や貸借による有効活用の方策を研究し実践してきました。吉田町等の成果の普及を図るなどして、他地区においても学校図書館の学習情報セ

図書標準^{*16}

：公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として設定されたもの（平成 5. 3. 29 文初小第 209 号 各都道府県教育委員会教育長あて 文部省初等中等教育長通知。）

（目標蔵書冊数例）

学級数	3 学級	6 学級	9 学級	12 学級	15 学級	18 学級	21 学級	24 学級
小学校	3,520	5,080	6,520	7,960	9,160	10,360	10,960	11,560
中学校	5,440	7,360	9,040	10,720	12,160	13,600	14,560	15,520

学校図書館資源共有型モデル事業^{*17}

：学校図書館や公共図書館の蔵書（資料）を、ネットワークを通して共同利用していくこうとする国の事業。モデル地域として全国 47 地域に対して実施。

学校図書館資源共有ネットワーク推進事業^{*18}

：学校図書館資源共有型モデル事業の成果を踏まえ、データベースやネットワークを活用した蔵書の共同利用化の、優れた教育実践の収集・普及、公立図書館等と連携して教育活動等の支援を行う学校図書館支援センター機能について調査研究を行う国の事業。

ンターとしての機能の充実を図っていく必要があります。

＜施策の方向＞

(ア) 計画的な図書資料等の整備・充実

公立義務教育諸学校については、新学校図書館図書整備 5か年計画^{*19}（平成 19 年～23 年）に基づく地方交付税措置を踏まえ、図書資料等の廃棄、新規購入等計画的な整備が図られるよう促します。

公立高等学校及び県立特別支援学校高等部については、図書資料等整備のための参考資料を作成するとともに、計画的な整備に努めます。

また、私立学校についても、図書資料等の整備が促進されるよう支援を図っていきます。

(イ) 魅力的な図書資料等の充実

各学校において、発達段階や地域の特徴などを踏まえた魅力的な本や学習に役立つ本を中心に選定が行われ、図書資料等の充実が図られるよう促します。

(ウ) 施設・設備の整備・充実

学校図書館の施設・設備については、余裕教室等の有効利用などの先進的な事例を紹介することにより、読書スペースの整備・充実が進められるよう働きかけていきます。

(エ) 学校図書館の情報化

学校図書館の情報化のために、学校図書館にコンピュータを整備し、図書資料等のデータベース化を促進するとともに、校内 LAN によって、学校内のどこからでも公立図書館等の様々な情報資源にアクセスできる環境の整備を促進します。

(オ) 学校間、公立図書館との連携による図書資料等の有効活用

学校図書館資源共有型モデル地域事業（平成 13 年～15 年）、学校図書館資源共有ネットワーク推進事業（平成 16 年～18 年）の成果を広め、連絡会を持つなどして近隣の学校間、公立図書館との連携を進め、図書資料等の有効活用を促進します。

イ 学校図書館の活性化のための人的配置の推進

＜現状・課題＞

新学校図書館図書整備 5か年計画^{*19}

:図書標準を達成するため平成 19 年度から 5 年間、毎年約 200 億円総額 1,000 億円が地方交付税として措置される。しかも従前の「増加冊数分」のみの措置が改善され、新たに「更新冊数分」が盛り込まれることとなった。巻末の参考資料参照。

- ・ 本県では、平成 8 年度から平成 14 年度まで、現職教員を対象に司書教諭講習を実施してきました。その結果「要発令校数の 3 倍の有資格者」という目標を達成することができました。現在、小学校 1,283 人、中学校 532 人、高等学校 244 人、特別支援学校 113 人が司書教諭の有資格者として認められています。(平成 19 年 5 月現在)
- ・ 学校図書館法の改正により平成 15 年度から、12 学級以上の学校において司書教諭が必ず発令されるようになりました。また、本県公立小中学校では、11 学級以下の学校においても、小学校 31%、中学校 47% で発令されています。(平成 19 年 5 月現在)。県教育委員会では、「司書教諭に関する参考資料^{*20}」を作成・配布し、各学校における司書教諭の役割について理解を図りました。
- ・ 学校図書館の諸事務を担当する職員(高等学校では主として学校司書、小中学校では学校図書館司書、学校図書館補助員等の呼称で、学校図書館の諸事務に従事している常勤又は非常勤の職員。以下「いわゆる学校司書」という。)は、司書教諭と連携・協力して学校図書館を運営していく上で、重要な存在であり、本県の公立小中学校では、ここ数年徐々に増加し、小学校 60%、中学校 54% (平成 19 年 5 月現在) で配置されています。県立高等学校では、81% (平成 19 年 5 月現在) の学校に配置されていますが、勤務の実態として、学校図書館業務に当たる時間は十分と言えない状況にあります。市立高等学校および私立の小学校、中学校、高等学校では、すべての学校に配置されています。(平成 19 年 5 月現在)

＜施策の方向＞

(ア) 司書教諭の授業時数の軽減等

司書教諭がその職責を十分果たせるよう他の教職員の司書教諭の職務に対する理解を促し、授業時数の軽減(小学校・中学校では 12 学級以上の学校で 3 時間程度)、学級担任外が望ましいこと、司書教諭と担当教員とのティームティーチングの実施等を働きかけていきます。

(イ) 司書教諭の発令促進

11 学級以下の学校においても、学校の実情に応じて司書教諭が発令されるよう促します。

(ウ) いわゆる学校司書の全校配置の促進

小・中学校でいわゆる学校司書の全校配置が促進されるよう、積極的に市町に働きかけていきます。

司書教諭に関する参考資料^{*20}

：平成 15 年 3 月、県教育委員会が各市町村教育委員会及び各学校に送付した資料。巻末の参考資料参照。

(I) 研修等の充実

学校図書館担当職員（司書教諭並びにいわゆる学校司書等）の研修等の充実に努め、職員の資質の向上を図ります。

ウ 家庭・地域との連携

＜現状・課題＞

- ・ 学校が生涯学習センターとしての機能を一層発揮していく中で、保護者や地域住民と連携した学校図書館運営が期待されています。
- ・ 県内で学校図書館ボランティアの協力を得ている公立学校の割合は、小学校94%、中学校60%、高等学校5%、特別支援学校72%です。また、私立学校では、小学校25%、中学校9%、高等学校5%です。（平成19年度実績）
- ・ 県内で学校図書館を地域住民に開放している公立学校の割合は、小学校9%、中学校8%です。（平成19年度実績）
- ・ 家庭において、親が子どもに読み聞かせをしたり子どもと一緒に読書をしたりするなど、親子読書の勧めを行っている学校も増えてきています。

＜施策の方向＞

(ア) 図書館職員、ボランティアとの連携

司書教諭等を中心に、公立図書館職員、保護者や地域住民によるボランティア等の協力を得て、学校図書館の活性化を図るとともに、読み聞かせ等を充実することを促します。

(イ) 先進的な事例の紹介

親子読書等の先進的な事例を様々な機会に紹介します。

(ウ) 学校図書館の適切な開放

小・中・高等学校や地域の実情に応じて、学校図書館の地域住民への適切な開放が進むよう促します。

(3) 障害のある子どもの読書活動の推進

障害のある子どもが本と出会い、読書活動の楽しさを体験することができるようするため、障害や発達段階に応じた魅力的な図書資料等の充実を図るとともに、読書に集中できる環境を整備することが必要です。

ア 読書指導の充実

＜現状・課題＞

- ・ 特別支援学校では、一人一人の子どもの教育的ニーズに応じた教育を重視しています。
- ・ 子どもたちは、学習の資料を求めたり、休み時間に興味のある本を手に

取ったり、家に持ち帰って家族に読んでもらったり、いろいろなスタイルで本と関わっています。

- ・ 朝読書は、特別支援学校では、発達段階に応じて時間を設けています。視覚障害者の教育を主とする特別支援学校や聴覚障害者の教育を主とする特別支援学校では、始業前に時間を設けて取り組んでいますが、知的障害者の教育を主とする特別支援学校では、学校全体で一律に読書の時間を設けて取り組むことは難しいため、授業中や休み時間を工夫して取り組んでいます。
- ・ 障害のある子どもに対する読書指導や図書館活用について、特別支援学校の図書館に携わる教職員の研修の機会として、特別支援学校司書教諭及び学校図書館担当教員研修会があります。

＜施策の方向＞

(ア) 研修の充実

図書館に携わる教職員の研修の充実を図ります。

(イ) 教職員の図書館活動に対する理解と連携体制の整備

司書教諭等を中心に校内における教職員の図書館活動に対する理解を深めるとともに連携のための体制を整えます。

図書館活動の理解を深めるために、公立図書館等の外部の職員を校内の研修の講師として活用するよう働きかけます。

(ウ) 障害の状態に応じた読書活動の体験

障害の状態に応じた教育活動（領域・教科を合わせた指導、国語等の教科の指導、総合的な学習の時間での指導等）を展開する中で、子どもが読書活動の体験ができるようにします。

また、児童生徒の実態に応じて朝読書、読み聞かせ等の読書活動の年間指導計画を作成するよう働きかけます。

(エ) 朝読書等の推進

朝読書や読み聞かせ等の活動を推進します。

選書や効果的な読み聞かせの方法を学ぶため、公立図書館等の協力を求めます。

(オ) 学校図書館の貸し出しシステム作り

学校図書館資料の貸し出しシステムを作り、家庭での読書活動の推進に努めます。

イ 学校図書館等の整備・充実

＜現状・課題＞

- 特別支援学校では、各教室や廊下などに図書コーナーを設けて子どもたちに近いところに本を置くことで、障害や発達の状態に応じて本と親しめる環境づくりに配慮しています。
- 特別支援学校では、保護者や地域のボランティアの協力を得て読み聞かせの活動に取り組んでいます。
- ボランティアの協力を得て、点字本、拡大写本、字幕付きビデオ等の充実に取り組んでいます。
- 特別支援学校は、障害や発達段階に応じた図書資料等が、現状では十分ではありません。また、読書に集中できる図書館環境の整備も求められています。

＜施策の方向＞

(ア) 障害の状態や発達段階に応じた図書資料等の充実

障害の状態や発達段階に応じた図書資料等（点字本、拡大写本、録音図書、絵本、字幕付きビデオ等）の充実を図ります。

(イ) 読書環境の整備

読書環境の整備（場所や空間の確保、書棚の高さの工夫、図書情報検索システムの導入、介助者の協力等）を図ります。

(ウ) ボランティア等との連携

学校と保護者や地域のボランティア等との連携を深めます。

《努力目標》

目標項目	平成 19 年 (2007 年)	平成 22 年 (2010 年)
朝読書、読み聞かせ等全校で取り組む読書活動を実施している学校数の割合（特別支援学校は、児童生徒の実態に応じて、朝読書、読み聞かせ等の読書活動に取り組む学部数）	小学校 99.4% 中学校 99.2% 高等学校 81.5% 特別支援学校 69.6% (平成 19 年度実績)	100%
1か月の目標読書冊数	小学生 7.3 冊 中学生 3.1 冊 (平成 19 年 1 月調査) 高校生 1.8 冊 (平成 19 年 11 月調査) ※1か月間の平均読書冊数	小学生 8 冊以上 中学生 3 冊以上 高校生 2 冊以上
目標項目	平成 19 年 (2007 年)	平成 22 年 (2010 年)

本を読むことが好きだと答えた児童・生徒の割合 (平成 19 年 1 月調査)	小学生 69.8% 中学生 67.9% 高校生 — % (平成 19 年 1 月調査)	80%
図書標準を達成している学校数の割合 (平成 18 年度実績)	小学校 54% 中学校 42% (平成 18 年度実績)	100%
12 学級以上の学校の司書教諭の軽減授業時数	小学校 — 中学校 —	3 時間
いわゆる学校司書を配置している学校数の割合 (平成 19 年度実績)	小学校 60% 中学校 54% 高等学校 81% (平成 19 年度実績)	100%

4 図書館間等の連携による子どもの読書活動の推進

(1) 公立図書館間の連携

＜現状・課題＞

- 「静岡県横断検索システム^{*21}」(愛称「おうだんくん」)が、平成 16 年 3 月より稼動し、平成 19 年 4 月現在、県立中央図書館と 22 市町の公立図書館が参加しています。これにより、複数の図書館の蔵書を同時に検索できるようになりました。また、この横断検索システムと相互貸借を依頼する I L L システム^{*22}が連携することによって、これまで F A X や電話連絡等で行っていた相互貸借業務を、効率的に進められるネットワークシステムも構築されました。今後は、これらのシステムを一層効率化していくとともに、県内すべての市町が横断検索システムに参加していくような働きかけが必要です。
- 一方、こうした横断検索、及び I L L システムが整備されていくとともに、県内の図書館間の相互貸借の資料数は、今後も増加が見込まれることから、新たな搬送方法の検討も必要となります。
- 県内の図書館職員の研修や連絡調整は、県立中央図書館と静岡県図書館協会が連携して実施しています。今後も、図書館利用者の多様化したニ

横断検索システム^{*21}

：各図書館がインターネットに公開している蔵書検索システムを通じて、複数の図書館が所蔵する資料をまとめて一度に検索できるシステム。

I L L システム^{*22}

：I L L とは、Inter Library Loan (図書館間相互貸借) の略称で、相互貸借の依頼やそれに対する回答等が、インターネットを通じて行えるようにしたシステム。

ズに対応するため、きめ細かい職員研修を実施することが必要です。

＜施策の方向＞

(7) 図書館間の情報ネットワーク化の推進

各図書館のシステム更新等を機会に、横断検索システムに参加していくことを働きかけ、県内すべての市町の図書館の資料が検索できるように図書館間の情報ネットワーク化をさらに推進します。

(1) 情報交換や運営相談の実施

県立中央図書館の職員が協力車で市町立図書館等を巡回することにより、情報交換や図書館の運営相談を行います。

(2) 資料搬送網の整備

インターネットを利用した、各家庭や職場での蔵書検索が普及すると、県内図書館間の資料の相互貸借が量的に拡大するばかりでなく、資料入手までの迅速な対応も求められるため、より速く効率的な搬送網の整備を検討します。

(3) 研修の充実

市町立図書館及び関連機関と協力し、館長をはじめ経験年数や職能等に応じたきめ細かい研修を実施することにより、県内図書館全体の職員の資質の向上を図ります。

(4) 計画的な研修交流

職員の資質・能力の向上を図るため、県立中央図書館と市町立図書館、及び大学・学校図書館間の定期的な研修交流に努めます。

(5) 子どものレファレンス事例のデータベース化

県立中央図書館、市町立図書館が連携、協力して、子どものレファレンス^{*23}事例をデータベース化し、各館におけるレファレンスサービスの向上を図ります。

(2) 学校図書館と公立図書館の連携

＜現状・課題＞

- ・ 公立図書館から学校への図書資料等の団体貸出や、学校の調べ学習等での公立図書館の利用の増加に伴い、事前の連絡不足や他の利用者との関係等による問題点も指摘されています。定期的な情報交換の場を設けている

レファレンス^{*23}

: 図書館が行う利用者サービスの一つで、利用者の問い合わせに応じたり、参考資料を提供したりする業務。

地域もありますが、現状では 18 市町にとどまっています。（平成 19 年 8 月調査）また、市町村合併により、これまで行われていた公立図書館と学校図書館との連携が途絶えてしまった例も見受けられます。

- ・ 学校図書館資源共有型モデル事業の実施地域（旧細江町、旧豊岡村、旧浅羽町、吉田町の 4 地区）では、学校図書館等をネットワーク化した図書資料等の検索及び貸借・流通システムの研究を進めてきました。さらに、吉田町は国の委嘱により、平成 16 年～18 年度に図書館資源共有ネットワーク推進事業に取り組み、町立図書館や小・中学校の蔵書や資料等の相互検索や貸借による有効活用の方策を研究し実践してきました。吉田町等の成果の普及を図るなどして、他地区においても学校図書館の学習情報センターとしての機能の充実を図っていく必要があります。（再掲）

＜施策の方向＞

（ア） 公立図書館の図書資料等やレファレンス機能の活用

公立図書館から学校への図書資料等の団体貸出や、学校の調べ学習等での公立図書館のレファレンス機能の利用を一層促します。

（イ） 定期的な連絡会等の実施

調べ学習等における地域の公立図書館と学校図書館との連携を推進するため、定期的な連絡会等の実施を促します。

（ウ） 合同研修会の開催

学校図書館担当職員（司書教諭並びにいわゆる学校司書等）と公立図書館の司書との合同研修会を開催し、情報交換や専門的技能の向上を図ります。

（エ） 県立中央図書館の職員の専門的な助言

各学校の要請に応じて、県立中央図書館の職員が専門的な助言を行います。

（オ） 先進的な連携事例の紹介

各学校、各図書館に学校図書館資源共有型モデル地域事業（平成 13 年～15 年）、学校図書館資源共有ネットワーク推進事業（平成 16～18 年）の成果を広め、図書資料等の有効活用を促します。

（カ） 学校図書館、公立図書館が連携した取組の展開

学校図書館、公立図書館が連携し、読書週間及び「子ども読書の日」等の取り組みを展開するよう働きかけます。

（3） その他関係図書館間等の連携

＜現状・課題＞

- ・ 国際子ども図書館では、レファレンスサービス、複写サービス、図書館間貸出、学校図書館セット貸出などのサービスが実施されています。
- ・ 県内の大学や教育機関では、子どもの読書活動について研究を行っているところもあり、連携を図っていく必要があります。

＜施策の方向＞

(7) 国際子ども図書館の周知

県内公立図書館、学校図書館に、国際子ども図書館のサービスの周知を図ります。

(1) 公立図書館、学校図書館と県内の大学、教育機関等の連携

県内公立図書館、学校図書館と県内の大学、県総合教育センター等がレファレンス等で連携協力できるようなネットワークづくりに努めます。

5 啓発・広報等の推進

(1) 情報の収集・提供の充実

＜現状・課題＞

- ・ 各学校や各図書館では、その地区の子どもの読書活動に関する情報（実態調査、イベント情報、ブックリスト等）の収集・提供に努めていますが、地区内にとどまっています。
- ・ 県においても、子どもの読書活動に関する情報サイト「読書県しづおか Book サイト」を平成 17 年 2 月から運用し、情報収集・提供に努めています。また、県立中央図書館では、メールマガジンにより、県内外の子どもの読書活動に関する情報を提供しています。

＜施策の方向＞

(7) ホームページを活用した情報提供

「読書県しづおか Book サイト」、県立中央図書館メールマガジンにより、県の各関係部局、各市町が収集した子どもの読書活動に関する情報を、ホームページ等を活用して広く提供していきます。

(1) 学校、図書館、地域活動団体を通じての情報提供

学校、図書館、地域活動団体を通じて、保護者、一般県民への子どもの読書活動に関する情報を提供します。

(4) ブックリストの作成

県内の子どもが興味を持って活用するとともに、子どもの読書活動

にかかわる関係者の参考となるブックリストを作成します。

(2) 読書週間及び「子ども読書の日」等における啓発・広報の推進

＜現状・課題＞

- 各図書館や各学校では、読書週間及び「子ども読書の日」等における関連イベントで読み聞かせやブックトーク等を実施し、子どもの関心を高めるような様々な取組を実施しています。
- 子ども読書年（平成12年）に開催した静岡県子ども読書フェスティバルは読み聞かせネットワークの主催となり、継続して開催され、県民への啓発・広報の役割を果たしています。
- 広く県民に、読書の楽しさや重要性についての理解を深め、県全体で読書活動を推進していく機運を高めるために、平成16年度から読書推進フォーラムを開催しています。
- 静岡県図書館大会では、図書館関係者、教員、読み聞かせボランティア等毎年約1,000人が集まり、情報交換、研修に努めています。

＜施策の方向＞

(ア) 「子ども読書の日」及び読書週間を通じての啓発・広報

「子ども読書の日」及び読書週間に関連して、公立図書館等での啓発・広報活動を促すとともに、個々の学校や図書館、読み聞かせボランティア団体等と連携を図り、子どもだけでなく大人への啓発・広報を一層推進します。

(イ) 読書関連イベントを通じての啓発・広報

読書推進フォーラム、静岡県図書館大会等のイベントを通じて県民への啓発・広報を図ります。

(ウ) 優秀な取組の顕彰

県が開催する読書関連イベントの中で、優秀な読書活動の実践を行っている学校、団体(者)を顕彰します。

《努力目標》

目標項目	平成19年 (2007年)	平成22年 (2010年)
「子ども読書の日」(4月23日) に読書啓発に取り組んだ学校数、 公立図書館数の割合	小学校 51% 中学校 31% 高等学校 17% 特別支援学校 29% 公立図書館 68% (平成18年度実績)	100%

読書週間(10月27日～11月9日) に読書啓発に取り組んだ学校数、 公立図書館数の割合	小学校	95%	100%
	中学校	73%	
	高等学校	50%	
	特別支援学校	71%	
	公立図書館	69%	
	(平成18年度実績)		

第3章 推進・支援体制の整備等

1 県における推進・支援体制の整備

＜現状・課題＞

- ・ 県の「推進計画」が実施されるためには市町の協力が不可欠であり、そのためには、市町においても独自の「推進計画」を策定していくことが何よりも必要です。
- ・ そのため、市町における「推進計画」策定説明会（16年度）を実施するとともに、市町社会教育主管課長会、担当者会、市町訪問など機会あるごとに市町における「推進計画」の策定を働きかけてきました。
- ・ その結果、平成16年度は大規模な市町村合併があったため、市町の「推進計画」策定の動きは、平成17年度から徐々に動き出し、平成19年12月末現在、県内42市町の内27市町で「推進計画」が策定され、5市町で策定作業が進められています。
- ・ 今後、「推進計画」を策定した市町には、計画の具現化を、また、まだ「推進計画」が策定されていない市町には、策定を積極的に働きかけていく必要があります。
- ・ 平成16年度には、県総合教育センターに学校図書館担当指導主事1名を配置するとともに、県立中央図書館に「子ども図書研究室」を設置し、学校図書館関係者、子ども読書関係者等の支援を図っています。
- ・ 平成16年度より、「読書県しづおか」づくり優秀実践校・団体(者)県教育長表彰を新設し、優秀な読書活動の実践を行っている学校・団体等の顕彰を行っています。
- ・ 県の「推進計画」の進捗状況の定期的な管理と新たな推進施策についての検討・提案を行うため、平成16年度から、外部有識者等で構成する「県読書活動推進会議」を設置し、年3～5回の会議を実施しています。
- ・ また、県教育委員会の学校教育各課（高校・義務・特別支援）、社会教育課、県総合教育センター、県立中央図書館の各担当者に、知事部局の私学振興室、子育て支援室の担当者を加えた「県読書活動推進会議担当者会」を定期的に開催し、連携を図っています。

＜施策の方向＞

（7）市町との連携

「推進計画」を策定した市町には、計画の具現化を、また、まだ「推進計画」が策定されていない市町には、策定を積極的に働きかけ、市町と連携して本計画の推進を図ります。

（1）「静岡県読書活動推進会議」の定期的な開催

平成16年度に設置した「静岡県読書活動推進会議」を定期的に開

催し、この推進計画の進捗状況を把握するとともに、新たな施策を検討します。

《努力目標》

目標項目	平成 19 年 (2007 年)	平成 22 年 (2010 年)
「子ども読書活動推進計画」を策定した市町数の割合	64.2% (27/42) (2007 年 12 月現在)	100%

2 出版、書籍販売業界等との連携

＜現状・課題＞

- 出版関係団体では、「サン・ジョルディの日²⁴」「第 4 土曜日は子どもの本の日」「全国訪問おはなし隊」「おはなしマラソン」「ブックトークキャラバン」などの独自の読書推進運動を展開しています。
- 新刊図書の出版点数は年々増加しており、子どもの本の選書が難しくなってきています。一方で、絶版となる絵本も多く、現在では手に入らない絵本も数多くあります。

＜施策の方向＞

(ア) 業界との協働

業界や関係機関等との調整や連携を進めながら、協働によって読書活動の振興に努めています。

(イ) 新たな図書情報提供システムの研究

業界や関係機関等と連携して、読者の書評を集めるなど求める本の情報がより詳しくわかるような新たな図書情報提供システムを研究します。

(ウ) 絶版絵本等の復刊助成等

県内作家の絶版絵本等については、図書館等の要請に応じて、復刊のための助成制度や複製本の作成のための協力要請（著作権放棄等）などを検討します。

3 マスコミ等との連携

＜現状・課題＞

サン・ジョルディの日²⁴

：4月23日。親しい人に気持ちをこめて、本や花を贈り合うスペインのカタルーニャ地方の伝統の日。普通は男性から女性に花を、女性から男性に本を贈る。親子や友人どうしでもプレゼントする。

- ・ テレビ等が子どもの読書時間を減らすという見方もありますが、テレビドラマや映画に感動して原作を手にとって読み、本の楽しさを知っていく子どももいます。
- ・ 静岡県各地の民話を放送するラジオ番組がありますが、そこには読み聞かせボランティアが協力しています。
- ・ 各新聞社では「読書」のページを大きく設け、子どもの本の広報など読書啓発を行っています。

＜施策の方向＞

(ア) 番組の原作や参考文献等の紹介

テレビ、ラジオ番組の放送や新聞・雑誌等の広報の中で、番組の原作や参考文献等の紹介が一層効果的に展開されるよう働きかけていきます。

(イ) 名作児童図書の番組化等

テレビ・ラジオ局へは名作児童図書や静岡県の民話などの番組化、各新聞社へは子どもも読める小説等の掲載を働きかけていきます。

(ウ) 読書関連イベント等の広報

読書活動を推進する社会的気運を醸成するため、読書関連イベント等の広報を、マスコミに対して積極的に働きかけていきます。

4 施策の実施に向けて

県は、本計画に掲げられた各種施策を実施するため、必要な予算措置その他の措置を講ずるよう努めます。

《努力目標（数値目標）》一覧

県内のすべての子どもたちの読書環境を整備することを第一の目的として、次の目標項目について、県、市町村が一体となって進むべき方向を数値で示しました。

目標項目	平成 19 年 (2007 年)	平成 22 年 (2010 年)
図書館を設置している市町数の割合	85.7% (平成 19 年 4 月)	100%
県内市町立図書館の児童図書の蔵書冊数（12 歳以下の子ども 1 人あたり）	6.5 冊 (平成 18 年度実績)	7 冊以上
県内市町立図書館の児童図書の年間貸出冊数（12 歳以下の子ども 1 人あたり）	15.5 冊 (平成 18 年度実績)	18 冊以上
読書ボランティア養成人数	8,668 人 (平成 19 年 3 月末)	10,000 人
朝読書、読み聞かせ等全校で取り組む読書活動を実施している学校数の割合（特別支援学校は、児童生徒の実態に応じて朝読書、読み聞かせ等の読書活動に取り組む学部数）	小学校 99.4% 中学校 99.2% 高等学校 81.5% 特別支援学校 69.6% (平成 19 年度実績)	100%
1 か月の目標読書冊数	小学生 7.3 冊 中学生 3.1 冊 (平成 19 年 1 月調査) 高校生 1.8 冊 (平成 19 年 11 月調査) ※1 か月間の平均読書冊数	小学生 8 冊以上 中学生 3 冊以上 高校生 2 冊以上
本を読むことが好きだと答えた児童・生徒の割合	小学生 69.8% 中学生 67.9% 高校生 - % (平成 19 年 1 月調査)	80%
図書標準を達成している学校数の割合	小学校 54% 中学校 42% (平成 18 年度実績)	100%
12 学級以上の学校の司書教諭の軽減授業時数	小学校 - 中学校 -	3 時間

目標項目	平成 19 年 (2007 年)	平成 22 年 (2010 年)
いわゆる学校司書を配置している学校数の割合	小学校 60% 中学校 54% 高等学校 81% (平成 19 年度実績)	100%
「子ども読書の日」(4月 23 日)に読書啓発に取り組んだ学校数、公立図書館数の割合	小学校 51% 中学校 31% 高等学校 17% 特別支援学校 29% 公立図書館 68% (平成 18 年度実績)	100%
秋の読書週間(10月 27 日～11月 9 日)に読書啓発に取り組んだ学校数、公立図書館数の割合	小学校 95% 中学校 73% 高等学校 50% 特別支援学校 71% 公立図書館 69% (平成 18 年度実績)	100%
「子ども読書活動推進計画」を策定した市町数の割合	64.2% (27/42) (平成 19 年 12 月末)	100%

努力目標（数値目標）の経年変化

目標項目		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成22年度
①図書館を設置している市町数		74%	79%	84%	86%	86%	100%
②県内市町立図書館の児童図書の蔵書冊数（12歳以下の1人あたり） (備考)		5.2冊 (平成14年度実績)	5.7冊 (平成15年度実績)	6.1冊 (平成16年度実績)	6.4冊 (平成17年度実績)	6.5冊 (平成18年度実績)	7冊以上
③県内市町立図書館の児童図書の年間貸出冊数（12歳以下の1人あたり） (備考)		11.2冊 (平成14年度実績)	13.1冊 (平成15年度実績)	13.7冊 (平成16年度実績)	14.8冊 (平成17年度実績)	15.5冊 (平成18年度実績)	18冊以上
④読書ボランティア養成人数 (備考)		5,819人 県3,995人 市町村1,824人 (平成16年3月末)	7,019人 県4,265人 市町村2,754人 (平成17年3月末)	7,892人 県4,439人 市町村3,453人 (平成18年3月末)	8,668人 県4,610人 市町村4,058人 (平成19年3月末)	- - -	10,000人
⑤-1 朝読書、読み聞かせ等全校で読書活動を実施している学校数（小・中・高等学校）	小学校	毎日実施	-	20.2%	21.5%	22.4%	21.6%
		週2~4回	-	51.8%	51.2%	52.0%	55.6%
		週1回	-	20.6%	20.4%	18.2%	16.0%
		月1~3回	-	2.4%	2.1%	1.9%	2.5%
		その他	-	4.5%	4.5%	5.0%	3.8%
	中学校	毎日実施	-	77.8%	78.8%	80.8%	83.7%
		週2~4回	-	17.8%	17.0%	15.4%	13.6%
		週1回	-	0.0%	0.4%	1.1%	0.8%
		月1~3回	-	0.4%	0.8%	1.1%	0.4%
		その他	-	2.6%	1.5%	1.1%	0.8%
	高等学校	毎日実施	-	51.0%	56.9%	59.2%	63.1%
		週2~4回	-	8.8%	7.8%	6.8%	6.8%
		週1回	-	0.0%	0.0%	1.9%	1.0%
		月1~3回	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		その他	-	14.7%	13.7%	15.5%	10.7%
	(備考)		(平成15年度実績)	(平成16年度実績)	(平成17年度実績)	(平成18年度実績)	(平成19年度実績)
⑤-2 児童生徒の実態に応じて、朝読書、読み聞かせ等の読書活動に取り組む学部数（特別支援学校）	特別支援学校	小学部	-	40.0%	40.0%	55.0%	70.0%
		中学部	-	42.9%	45.0%	60.7%	69.6%
		高等部	-	43.8%	44.0%	65.0%	70.0%
	(備考)		(平成15年度実績)	(平成16年度実績)	(平成17年度実績)	(平成18年度実績)	(平成19年度実績)
⑥一か月の目標読書冊数	小学校	4~6年	7.7冊	6.1冊	-	7.3冊	-
	中学校	1~2年	2.8冊	2.7冊	-	3.1冊	-
	高等学校		1.6冊	1.7冊	1.6冊	-	1.8冊
	(備考)		(平成15年6月平均)	(平成16年4月平均)	(平成17年10月平均)	(平成19年1月平均)	(平成19年11月平均)

目標項目			平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成22年度	
⑦本を読むことが好きだと答えた児童・生徒の割合	小学校	4～6年	70.7%	70.8%	69.5%	69.8%	—	80%以上	
	中学校	1～2年	66.1%	64.8%	63.4%	67.9%	—		
	高等学校	1～3年	—	—	—	—	—		
	(備考)		(平成16年1月調査)	(平成17年1月調査)	(平成18年1月調査)	(平成19年1月調査)			
⑧図書標準を達成している学校数の割合	100%達成している学校数の割合	小学校	50%	51%	51%	55%	54%	100%	
		中学校	41%	41%	38%	40%	42%		
	75%～100%未満の達成校の割合	小学校	—	30%	33%	31%	33%		
		中学校	—	25%	25%	29%	30%		
	50%～75%未満の達成校の割合	小学校	—	16%	14%	12%	11%		
		中学校	—	25%	26%	23%	20%		
	25%～50%未満の達成校の割合	小学校	—	2%	2%	2%	2%		
		中学校	—	8%	9%	7%	7%		
	25%未満の達成校の割合	小学校	—	0%	0.2%	0.3%	0.2%		
		中学校	—	1%	2%	1%	1%		
	備考		(平成14年度実績)	(平成15年度実績)	(平成16年度実績)	(平成17年度実績)	(平成18年度実績)		
⑨いわゆる学校司書を配置している学校数	小学校	27%	41%	42%	43%	60%	100%		
	中学校	25%	38%	39%	41%	54%			
	高等学校	94%	90%	90%	88%	81%			
	備考	(平成15年度実績)	(平成16年度実績)	(平成17年度実績)	(平成18年度実績)	(平成19年度実績)			
	小学校	—	—	—	—	—			
⑩12学級以上の学校の司書教諭の週当たりの軽減授業時間数	中学校	—	—	—	—	—	3時間程度		
	備考								
	小学校	—	—	—	—	—			
⑪子ども読書の日・読書週間等に読書啓発に取り組んだ学校数、公立図書館数 左「子ども読書の日」(4月23日) 右「読書週間」(10月27日～11月9日)	小学校	—	—	51%	94%	51%	95%	—	100%
	中学校	—	—	37%	73%	36%	76%	31%	
	高等学校	—	—	17%	47%	16%	52%	17%	
	特別支援学校	—	—	55%	66%	45%	79%	29%	
	公立図書館	—	—	75%	70%	64%	69%	68%	
	備考								
	備考	0%	1.5% (1/68)	31.0% (13/42)	57.1% (24/42)	64.2% (27/42)	64.2% (27/42)	100%	
⑫「子ども読書活動推進計画」を策定した市町数	備考	平成17年3月現在	平成18年3月現在	平成19年3月現在	平成19年3月現在	平成19年12月現在			

今後3年間（平成20～22年度）の重点的な取組（アクションプラン）

1 家庭における子どもの読書活動の推進

＜課題＞

- ・親に対する読書啓発、親子読書の奨励

＜今後の取組予定＞



	取組内容	20年	21年	22年	具体的な内容等	所管課
1	読書ガイドブックの配布と活用促進	拡充			<ul style="list-style-type: none"> ・小学校1年生全員に配布する。(18～実施) ・教員用の手引きを配布する。(19～実施) ・PTA指導者用の手引きを作成・配布する。(20新規) 	社会教育課
2	未就学児を対象とした読書（ブックスタート等）に関する研修会の実施	検討	新規		<ul style="list-style-type: none"> ・市町図書館職員、福祉部局職員、各種ボランティア団体が一堂に会する研修会を実施する。 	社会教育課 県立中央図書館 子育て支援室
3	子どもの読書活動についての保護者意識の調査分析	検討	新規		<ul style="list-style-type: none"> ・県PTA連絡協議会等と連携して子どもの読書活動に関する保護者の意識調査を実施する。 	社会教育課
4	「お父さんの子育て手帳」の配布による読書活動の啓発				<ul style="list-style-type: none"> ・「お父さんの子育て手帳」を就学児健診時に配布し、保護者に対して読書の重要性を啓発する。 	社会教育課
5	子育て支援テレビでの啓発				<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援テレビ15分番組13回の中で読み聞かせ等の重要性を啓発する。 	社会教育課

2 地域における子どもの読書活動の推進

＜課題＞

- ・読書ボランティアと学校等との連携強化
- ・図書館未設置地域（町）等の地域間格差の是正
- ・公立図書館職員の資質向上
- ・公立図書館等の児童図書資料の充実

＜今後の取組予定＞

	取組内容	20年	21年	22年	具体的な内容等	所管課
1	読書アドバイザー（仮称）の養成	新規			<ul style="list-style-type: none"> ・読書ボランティアの活動機会の拡大やスキルアップ、学校等との連携強化を図るため、各地に読書アドバイザーを養成する。 	社会教育課 県立中央図書館
2	児童図書の巡回展示の実施	検討	新規		<ul style="list-style-type: none"> ・県立図書館が全点購入している児童図書の一部を市町立図書館等で巡回展示するとともに、選書学習会等を実施する。 	県立中央図書館

3	市町立図書館運営支援、 市町訪問(図書館未設置町 訪問)			・訪問等により、市町立図書館の運営 相談、情報提供を実施する。 ・市町訪問、市町社会教育主管課長 会、担当者会などで図書館整備を働き かける。	県立中央図書館 社会教育課
4	公立図書館職員研修			・公立図書館職員を対象に基礎研修、 専門研修、館長研修等を実施する。	県立中央図書館
5	県立中央図書館「子ども図 書研究室」による支援			・「子ども図書研究室だより」の配布や 子ども読書講座・講演会を実施する。 ・公立図書館、学校図書館の運営相 談を実施する。	県立中央図書館
6	おはなし会の実施			・グランシップ県立図書館コーナー「え ほんのひろば」でおはなし会を実施す る。	県立中央図書館

3 学校における子どもの読書活動の推進

<課題>

- ・司書教諭が学校図書館の業務に専念できる時間の確保
- ・計画的な図書資料等の整備・充実
- ・いわゆる学校司書の配置
- ・司書教諭の資質向上
- ・管理職等への理解の促進、校内体制の構築
- ・読書指導の充実・児童生徒の自主的な読書活動の推進

<今後の取組予定>

	取組内容	20年	21年	22年	具体的な内容等	所管課
1	司書教諭の授業時数の軽 減	拡充			・各学校の実情に応じて、12学級以上 の学校の司書教諭の担当授業時間数 を、週当たり <u>3時間程度</u> 軽減するよう各 学校(市町教育委員会)に働きかけ る。	義務教育課
					・各学校の実情に応じて、司書教諭の 担当授業時間数を、可能な範囲で軽 減するよう各学校に働きかける。	高校教育課 特別支援教育課
2	計画的な図書資料等の整 備・充実	新規			・市町の学校図書館図書購入費を公 表する。	義務教育課
					・新学校図書館図書整備五か年計画 について市町教育委員会に周知す る。	義務教育課
					・利用されない古い蔵書を計画的に 廃棄し、魅力的な本・役立つ本を充実 させる等学校図書館が適切に管理運 営されるよう指導する。	高校教育課 義務教育課 特別支援教育課

3	公立図書館・地域等との連携の推進	新規			<ul style="list-style-type: none"> ・市町における公立図書館・地域等と学校との連携の実態を把握する。 ・定期的な連絡会の実施を働きかける。 	高校教育課 義務教育課 特別支援教育課 社会教育課 県立中央図書館
4	いわゆる学校司書の配置				<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館にかかる業務の重要性について、各学校に再認識を促す。 	高校教育課
					<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館にかかる業務の重要性を市町教育委員会に訴え、いわゆる学校司書の配置に働きかける。 	義務教育課
5	学校図書館状況調査及び読書量調査の実施				<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省による「学校図書館の現状に関する調査」及び独自調査を実施し、現状を把握・分析する。 	高校教育課 義務教育課 特別支援教育課 私学振興室
6	司書教諭等の資質向上				<ul style="list-style-type: none"> ・司書教諭、一般教員を対象にした研修(学校図書館活用研修、ここから始める司書教諭、子どもと本の豊かな出会いなど)を実施し、先進的な取組の紹介、学校間の情報交換を図る。 	総合教育センター
					<ul style="list-style-type: none"> ・悉皆の司書教諭研修会を実施する。 	高校教育課
					<ul style="list-style-type: none"> ・悉皆の司書教諭研修会等を実施する。 	特別支援教育課
					<ul style="list-style-type: none"> ・県主催研修への参加を促すとともに、市町でも開催するよう教育委員会に働きかける。 	義務教育課
7	学校図書館の活用、読書指導の充実				<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の実態に応じて教育活動全体で図書館を活用するよう、授業計画や校内研修計画等に組み入れるよう各学校に働きかける。 	高校教育課 義務教育課 特別支援教育課 私学振興室
					<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館活性化研究事業を実施し、研究成果を広げる。(指定校3校) 	特別支援教育課
					<ul style="list-style-type: none"> ・学校を訪問して、学校図書館の活用、読書指導についての研修会を実施する。 	総合教育センター
8	学校図書館のデータベース化				<ul style="list-style-type: none"> ・図書資料等をボランティア等の協力を得ながら、データベース化するよう各学校(教育委員会)に働きかける 	高校教育課 義務教育課 特別支援教育課
9	学校訪問による指導・情報提供				<ul style="list-style-type: none"> ・読書指導の充実、計画的な図書資料等の整備・充実、司書教諭の授業時数の軽減、管理職等への理解、校内体制構築などの指導等を行う。 	高校教育課 義務教育課 特別支援教育課 私学振興室

4 図書館間等の連携による子ども読書活動の推進

<課題>

- ・市町の公立図書館と学校図書館の連携の強化
- ・静岡県横断検索システムの整備・拡充

<今後の取組予定>

	取組内容	20年	21年	22年	具体的な内容等	所管課
1	市町立図書館と学校図書館の関係者等の定期的な連絡会等の実施	新規			・市町訪問、研修会等を通じて市町立図書館を中心とした定期的な連絡会の実施を働きかける。	高校教育課 義務教育課 特別支援教育課 社会教育課 県立中央図書館
2	静岡県横断検索システムの整備・拡充				・市町立図書館の情報化、WebOPACの公開、県横断検索システムへの参加を働きかける。	県立中央図書館
3	市町立図書館運営支援、情報交換				・協力車による訪問、運営相談、情報交換を実施する。	県立中央図書館

5 啓発・広報等の推進

<課題>

- ・「読書県しづおか」の全県民（特に大人）への啓発・広報
- ・中学生、高校生への読書啓発
- ・「子ども読書の日」等の啓発

<今後の取組予定>

	取組内容	20年	21年	22年	具体的な内容等	所管課
1	情報メディア、情報端末を利用した情報提供の拡充	拡充			・「読書県しづおか」Bookサイトをリニューアルし情報提供を拡充する。 ・子育て支援テレビ「子育てほっこ・ぽけっこ」15分番組13回の中で読み聞かせ等の重要性を啓発する。（再掲）	社会教育課
2	「子ども読書の日」等の啓発	拡充			・文書や研修会等を通じて学校・図書館へ働きかける。	高校教育課 義務教育課 特別支援教育課 私学振興室 社会教育課
3	小学校高学年、中・高校生等向けのブックリスト作成	検討	新規		・有識者による作成委員会を設置し、ブックリスト内容、配布方法の検討、出版、書籍販売業界との協働を検討する。	高校教育課 義務教育課 特別支援教育課 社会教育課 県立中央図書館
4	県読書推進フォーラムの実施				・学校、団体の表彰や著名作家等による講演会を実施する。	社会教育課
5	「読書県しづおか」づくり優秀実践校・団体の表彰				・県読書推進フォーラム等の場を利用して、「読書県しづおか」づくり優秀実	高校教育課 義務教育課

				実践校(小・中・高・特別支援4校)・団体(2団体)の県教育長表彰を実施する。	特別支援教育課 私学振興室 社会教育課
6	静岡県図書館大会の実施			→ ・県内図書館関係者が一堂に会し、基調講演や分科会を実施する。	県立中央図書館

6 推進・支援体制の整備等

<課題>

- ・県・市町が連携した子どもの読書活動の推進
- ・県の「推進計画」の具現化

<今後の取組予定>

	取組内容	20年	21年	22年	具体的な内容等	所管課
1	県・市町子ども読書担当者会の実施	新規 →			・県・市町子ども読書活動推進計画の担当者が集まり、県・市町の事業の連携を図る。	社会教育課 県立中央図書館
2	読書活動推進会議の実施			→	・県の「推進計画」の進捗状況の評価、県の施策の普及、新たな施策の検討を行う。	社会教育課
3	市町子ども読書活動推進計画策定支援			→	・「推進計画」未策定市町への働きかけ、策定支援を行う。	社会教育課

參考資料

1 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13・12・12公布）

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 文字・活字文化振興法(平成17・7・29公布)

(目的)

第1条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第3条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言語力」という。)の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第6条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第7条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第8条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第9条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第10条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第11条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、10月27日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第12条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 新学校図書館図書整備 5か年計画参考資料

18 初児生第37号
平成19年1月11日

各都道府県教育委員会
学校図書館担当課長 殿

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
木 岡 保



公立義務教育諸学校の学校図書館図書整備に関する 新たな5か年計画策定に伴う図書整備の推進について (通知)

公立義務教育諸学校の学校図書館図書については、平成5年3月に「学校図書館図書標準」を設定し(別添参照)、学校の規模に応じて整備するべき蔵書数の目標について定めているところです。

これまで、「学校図書館図書標準」の達成に向けて、学校図書館の図書を整備するための地方財政措置が講じられており、平成14年度から平成18年度については、学校図書館図書整備5か年計画により、学校図書館図書標準達成のために増やすべき冊数(「増加冊数分」)を整備するための経費として、毎年約130億円、総額約650億円の地方財政措置が講じられてきました。

今回、学校図書館の図書の一層の充実を図り、児童生徒が読書活動を通じて豊かな人間性や感性、読解力などを育むことができるよう、平成19年度から平成23年度までの5年間で、下記のような地方財政措置が講じられる予定となりました。これは、従来の増加冊数分に加え、廃棄される図書を更新するための冊数(「更新冊数分」)を整備するために必要な経費を盛り込んだ地方財政措置とし、これによって、平成19年度からの5年間で学校図書館図書標準の達成を目指すことを内容とするものです。

については、当該措置を活用して、公立義務教育諸学校における学校図書館の図書の整備に努力されるよう、貴域内の市(区)町村教育委員会に対し適切な指導及び助言等をお願いいたします。その際、学校図書館図書標準を達成するための図書整備計画を策定するなど、計画的な整備が図られるよう、併せて指導及び助言等を行っていただくよう、お願いいいたします。

なお、具体的な単位費用算定基準については、総務省において決定され次第ご連絡いたします。

記

措置予定期 平成19年度から平成23年度

措置予定期 上記5年間で、総額約1,000億円（単年度約200億円）

内訳 増加冊数分：総額約 400億円（単年度約 80億円）

更新冊数分：総額約 600億円（単年度約120億円）

担当：児童生徒課企画係 佐野、岩村
(電話) 03-6734-3298
(FAX) 03-6734-3735

(別添)

学校図書館図書標準

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に定めたものである。

ア 小学校

学級数	蔵書冊数
1	2,400
2	3,000
3~6	$3,000 + 520 \times (\text{学級数} - 2)$
7~12	$5,080 + 480 \times (\text{学級数} - 6)$
13~18	$7,960 + 400 \times (\text{学級数} - 12)$
19~30	$10,360 + 200 \times (\text{学級数} - 18)$
31~	$12,760 + 120 \times (\text{学級数} - 30)$

イ 中学校

学級数	蔵書冊数
1~2	4,800
3~6	$4,800 + 640 \times (\text{学級数} - 2)$
7~12	$7,360 + 560 \times (\text{学級数} - 6)$
13~18	$10,720 + 480 \times (\text{学級数} - 12)$
19~30	$13,600 + 320 \times (\text{学級数} - 18)$
31~	$17,440 + 160 \times (\text{学級数} - 30)$

ウ 盲学校（小学部）

学級数	蔵書冊数
1	2,400
2	2,600
3~6	$2,600 + 173 \times (\text{学級数} - 2)$
7~12	$3,292 + 160 \times (\text{学級数} - 6)$
13~18	$4,252 + 133 \times (\text{学級数} - 12)$
19~30	$5,050 + 67 \times (\text{学級数} - 18)$
31~	$5,854 + 40 \times (\text{学級数} - 30)$

エ 盲学校（中学部）

学級数	蔵書冊数
1~2	4,800
3~6	$4,800 + 213 \times (\text{学級数} - 2)$
7~12	$5,652 + 187 \times (\text{学級数} - 6)$
13~18	$6,774 + 160 \times (\text{学級数} - 12)$
19~30	$7,734 + 107 \times (\text{学級数} - 18)$
31~	$9,018 + 53 \times (\text{学級数} - 30)$

オ 聾学校（小学部）

学級数	蔵書冊数
1	2,400
2	2,520
3~6	$2,520 + 104 \times (\text{学級数} - 2)$
7~12	$2,936 + 96 \times (\text{学級数} - 6)$
13~18	$3,512 + 80 \times (\text{学級数} - 12)$
19~30	$3,992 + 40 \times (\text{学級数} - 18)$
31~	$4,472 + 24 \times (\text{学級数} - 30)$

カ 聾学校（中学部）

学級数	蔵書冊数
1~2	4,800
3~6	$4,800 + 128 \times (\text{学級数} - 2)$
7~12	$5,312 + 112 \times (\text{学級数} - 6)$
13~18	$5,984 + 96 \times (\text{学級数} - 12)$
19~30	$6,560 + 64 \times (\text{学級数} - 18)$
31~	$7,328 + 32 \times (\text{学級数} - 30)$

キ 養護学校（小学部）

学級数	蔵書冊数
1	2,400
2	2,520
3~6	$2,520 + 104 \times (\text{学級数} - 2)$
7~12	$2,936 + 96 \times (\text{学級数} - 6)$
13~18	$3,512 + 80 \times (\text{学級数} - 12)$
19~30	$3,992 + 40 \times (\text{学級数} - 18)$
31~	$4,472 + 24 \times (\text{学級数} - 30)$

ク 養護学校（中学部）

学級数	蔵書冊数
1~2	4,800
3~6	$4,800 + 128 \times (\text{学級数} - 2)$
7~12	$5,312 + 112 \times (\text{学級数} - 6)$
13~18	$5,984 + 96 \times (\text{学級数} - 12)$
19~30	$6,560 + 64 \times (\text{学級数} - 18)$
31~	$7,328 + 32 \times (\text{学級数} - 30)$

(別添参考) 小・中学校の学校図書館図書標準算定表

ア. 小学校

学級数	蔵書冊数
1	2,400
2	3,000
3	3,520
4	4,040
5	4,560
6	5,080
7	5,560
8	6,040
9	6,520
10	7,000
11	7,480
12	7,960
13	8,360
14	8,760
15	9,160
16	9,560
17	9,960
18	10,360
19	10,560
20	10,760
21	10,960
22	11,160
23	11,360
24	11,560
25	11,760
26	11,960
27	12,160
28	12,360
29	12,560
30	12,760

イ. 中学校

学級数	蔵書冊数
1	4,800
2	4,800
3	5,440
4	6,080
5	6,720
6	7,360
7	7,920
8	8,480
9	9,040
10	9,600
11	10,160
12	10,720
13	11,200
14	11,680
15	12,160
16	12,640
17	13,120
18	13,600
19	13,920
20	14,240
21	14,560
22	14,880
23	15,200
24	15,520
25	15,840
26	16,160
27	16,480
28	16,800
29	17,120
30	17,440

参考

「新学校図書館図書整備5か年計画」について

背景

- 「子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年12月公布・施行)」
- 「文字・活字文化振興法(平成17年7月公布・施行)」

子どもの読書活動の推進のため、学校図書館の充実が必要

現状

- 学校図書館図書標準(注1)を達成した学校の割合は、
小学校37.8% 中学校32.4%(平成17年3月時点)

(注1)平成5年策定の公立義務教育諸学校の学校図書館の図書の整備の目標

- 図書整備については、「学校図書館図書整備5か年計画」により、毎年約130億円、総額約650億円を「増加冊数分」(注2)として地方財政措置(平成14年度～平成18年度)

(注2)図書標準達成のために増やすべき冊数

学校図書館図書標準達成のためには、「増加冊数分」だけでなく、「更新冊数分」(注3)も含めた図書整備のための継続的な財源確保が必要

(注3)廃棄される図書を更新するための冊数

「新学校図書館図書整備5か年計画」

- ◆ 平成19年度から平成23年度の
5年間で、学校図書館図書標準の達成を目指す
- ◆ 更新冊数分を措置

＜財政規模＞ 約1,000億円(単年度約200億円)

(内訳)

増加冊数分: 約400億円(単年度約80億円)

更新冊数分: 約600億円(単年度約120億円)

4 司書教諭に関する関係資料（静岡県教育委員会 平成16年3月）

学校図書館法の改正により、平成15年度から、12学級以上の学校において司書教諭が必置となりました。また、新学習指導要領では、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童（生徒）の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実することを求めています。さらに、これから学校図書館には、児童（生徒）が自ら学ぶ学習・情報センターとしての機能と豊かな感性や情操をはぐくむ読書センターとしての機能があることを指摘しています。

この参考資料は、新学習指導要領の実施を受けつつ、司書教諭を置く際に各学校で留意すべき事項等について、まとめたものです。

司書教諭に関する参考資料1

平成16年3月
静岡県教育委員会

1 司書教諭の活動を支える今後の対策

司書教諭の活動を支え、学校の図書館活動が活性化されるための対策については、以下のことが考えられる。

（1）県の対策

ア 推進計画の具現化

平成16年1月に策定した「静岡県子ども読書活動推進計画」の具現化を図っていく。また、県内各市町村においても独自の子ども読書活動推進計画が策定されるよう働きかけていく。

イ 研修会の実施

司書教諭の発令を受けた者を対象にして研修会を実施し、司書教諭としての役割、実務についての理解を深める。司書教諭の資格を有する者も希望により研修に参加できるように配慮する。

ウ 学校図書館活性化実践事例集作成事業

「読書活動推進や学校図書館活用の先進校」を中心に、司書教諭の職務や司書教諭と教科担任・学校司書との連携等に関する事例を作成し、県内各学校に配布することにより、読書活動の推進や学校図書館の活性化、学校司書の配置促進を図っていく。

エ しづおか県民カレッジにおけるボランティアの養成

「図書館ボランティア養成講座」や「読み聞かせ短期講座」等により、学校において司書教諭との連携を持って取り組める人材の養成に努めることで、図書館活動の活性化に資する。

（2）市町村の対策

ア 学校図書館司書等の配置

近年、市町村において、学校図書館司書等を配置する例が増えてきている。司書教諭と学校図書館司書等が連携することで学校図書館の活性化が一層促進されることが期待できるため、市町村において学校図書館司書等の配置に努めることが考えられる。

イ 学校図書館図書資料の整備・充実

学校図書館整備 5 か年計画に沿って、地方交付税措置を活用して学校図書館資料の計画的な整備が図られるように努める。また、蔵書情報のデータベース化を進めるよう支援する。

ウ 公共図書館と学校図書館との連携

公共図書館と学校図書館とのネットワーク化を図ったり、連絡協議会を設置したりするなど、連携・協力体制を作るよう努める。

(3) 学校の対策

ア 司書教諭の職務の明確化と配慮

司書教諭がその職責を十分に果たせるよう、校内における教職員間の連携や理解を促していく。具体的な連携方法及び配慮事項として以下のことが考えられる。

(ア) 担当時間数

可能な範囲で減免できるよう配慮する。

(例)

- ・ 司書教諭と担当教員とのチームティーチングを実施し、学びの充実を図る。
- ・ 司書教諭が学校図書館において職務に当たる「図書の時間」を設けるなどして、教育課程に学校図書館活用の時間を位置付ける。
- ・ 「総合的な学習の時間」には、司書教諭が学校図書館において指導に当たる。

(イ) 校務分掌

① 学校図書館部等の設置

司書教諭を中心に、図書主任や研修主任、各学年担当等を置いて、学校図書館の活性化を図る。

② 他の校務分掌の軽減、専任化

可能な範囲で司書教諭の職務に専念できる体制を作る。

(例)

- ・ 学級担任外にしたり、図書主任とは別にしたりする。

イ 司書教諭研修会等への積極的参加

県主催や教育研究会主催の研修会、中部地区学校図書館活用フォーラム、全国図書館大会等に積極的に参加する。

ウ 情報化の推進

学校図書館にコンピュータを整備し、学習情報センター化に努める。

(例)

- ・ 蔵書のデータベース化（貸出し、返却、検索）
- ・ 校内 LAN の整備によるインターネットの利用

エ 公共図書館等との連携

学校図書館と地域の公共図書館等との連携・協力の体制を作る。

(例)

- ・ 本や資料の借用のシステム化
- ・ 公共図書館司書との連携・協力

オ 家庭・地域との連携

保護者や地域住民と連携した学校図書館運営を行う。

(例)

- ・ 保護者や地域住民によるボランティア、しづおか県民カレッジの修了生による読み聞かせ、図書の整理、データ入力、図書館掲示
- ・ 推薦図書や必読図書を選定、親子読書等の先進的な事例の紹介
- ・ 学校や地域の実情に応じた学校図書館の地域住民への適切な開放

2 司書教諭の校務分掌等の減免措置の実態について

本年度の公立小・中学校における司書教諭の校務分掌等の減免に関する調査結果は別紙のとおりである。分析結果を以下に述べる。

(1) 担当授業時間数の軽減

全体では、約 20%の学校で軽減をしているが、軽減時間数は 1～2 時間程度が多い。中学校については、教科担任制の関係もあり、軽減措置をしている学校が 10% 程度にとどまっている。

(2) 学級担任外の措置

学級担任外の司書教諭は、約 20%程度であるが、小学校は中学校に比して学級担任が多い。

(3) 校務分掌の軽減

司書教諭の専任化に向けた校務分掌の軽減については、全体で 6 %程度であり、十分とは言えない。具体的には、図書主任や国語主任との兼務が多い。

以上のように、司書教諭の減免措置は十分なされているとは言えない現状である。

司書教諭の職務の重要性を認識し、学校の規模や実態に応じて、一層の減免措置を図るとともに、今後は、司書教諭と教科担任との TT 授業や少人数指導への関わり方について研究していくことも必要であると考える。

司書教諭に関する参考資料 2

平成 16 年 3 月
静岡県教育委員会

1 学校図書館に関する動向

(1) 国の動向

ア 中央教育審議会答申「新しい時代を拓く心を育てるために一次世代を育てる心を失う危機一」(平成 10 年 6 月 30 日)

子どもたちに読書を促す工夫を訴え、学校に対して、子どもが感動する本の用意、読書の楽しさとの出会いの設定、読書を楽しむ子どもの心への共感、学校図書館の「心のオアシス」としての活性化、家庭との連携を求めている。

イ 中央教育審議会答申「新しい時代における教養教育の在り方について」(平成 14 年 2 月 21 日)

幼・少年期における教養教育として、読書活動の広がりへの期待、司書教諭の配置等、図書館機能の充実の必要性を述べている。また、青年期における教養教育として、若い時期に、優れた書物に向き合うことの大切さを強調している。

ウ 「子どもの読書活動の推進に関する法律」の施行(平成 13 年 12 月 12 日)

この法律は、「子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」ことを基本理念としており、4 月 23 日を「子ども読書の日」とし、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めることを求めている。国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有することが規定された。

エ 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の閣議決定(平成 14 年 8 月 2 日)

上記ウに基づき、国的基本計画として策定された。学校図書館等に関して、図書資料等の諸条件の整備・充実、情報化の推進、人的配置の推進が掲げられている。

オ 文化審議会答申「これからの時代に求められる国語力について」(平成 16 年 2 月 3 日)

これからの時代に求められる国語力を身に付ける方策の中核として、読書活動を取り上げており、「読書は人類が獲得した文化」であり、「読書習慣を身に付けることは、国語力を向上させるばかりでなく、一生の財産として生きる力ともなり、楽しみの基となる」と述べている。また、学校における読書活動の推進について、「学校図書館の計画的な整備」「学校教育における『読書』の位置付け」「望ましい「読書指導」の在り方」「子供たちが読む本の質的・量的な充実」の 4 つの観点から述べている。

(2) 本県の動向

ア 「魅力ある教育づくり 21 世紀初頭プラン」(平成 13 年 2 月)

読書習慣確立のための取組の実施率 100%をめざすことがうたわれている。

イ 「教育計画 人づくり 2010 プラン」(平成 14 年 9 月 27 日)

魅力ある学校づくりとして、感性を磨き、豊かな心を育て、思考力や表現力をはぐくむ上で大切な読書活動を促進するため、学校図書館の資料の充実や、発達

段階や地域の特徴等を踏まえた推薦図書や必読書の選定、司書教諭の配置など、児童生徒の読書環境の整備に努めるとしている。

ウ 「静岡県子ども読書推進計画—『読書県しづおか』をめざして—」(平成16年1月)

上記(1)のウ及びエに基づき、本県の推進計画として策定された。

家庭、学校、地域などの子どもたちの活動の場や乳幼児期、就学期、成人期などの成長過程に分けて、子どもの読書活動の推進について、県の施策の方向を示している。

また、計画の中では、2010年までに達成したい数値目標も設定している。

2 司書教諭の職務

(1) 司書教諭の法的位置付け

学校図書館法では、次のように規定されている。

「第5条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、教諭をもつて充てる。この場合において、当該教諭は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。(以下略)」

(2) 司書教諭の職務

「児童生徒の読書に関する調査研究協力者会議報告」(平成7年8月)では、次のように述べられている。

「司書教諭は、本や読書活動の指導についての専門的知識及び技能を備え、本を親しみ、学校図書館の活用や読書活動の指導における校内の協力体制の中心となることが期待されている。」

また、「情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育の推進等に関する調査研究協力者会議報告」(平成10年8月 以下「情報化会議報告」という。)では、次のように述べられている。

「学校図書館が学校の情報化の中核的機能を担っていく必要があることから、今後、司書教諭には、読書指導の充実とあわせ学校における情報教育推進の一翼を担うメディア専門職としての役割を果たしていくことが求められる。司書教諭は、情報化推進のための校内組織と連携をとりながら、その役割を担っていくことが必要である。具体的な役割としては、子供たちの主体的な学習を支援するとともに、チーム・ティーチングを行うこと、教育用ソフトウェアやそれを活用した指導事例等に関する情報収集や各教員への情報提供、校内研修の運営援助などが考えられる。」

これらから、司書教諭の職務としては、次のようなものがあげられる。

- ・ 学校図書館の経営計画に関すること
- ・ 資料の収集、選択、管理に関すること
- ・ 資料の閲覧、貸出、レファレンス、広報に関すること
- ・ 教育課程の展開に関すること
- ・ 学校図書館の利用指導に関すること
- ・ 読書指導に関すること

(3) 司書教諭と学校図書館担当事務職員(いわゆる学校司書)との役割分担

学校図書館法の改正を受けて出された文部省初等中等教育局長通知「学校図書館法の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（平成9年6月11日 以下「改正施行通知」という。）では、「学校図書館担当の事務職員は、図書館サービスの提供及び学校図書館の庶務・会計等の職務に従事しているものであり、その役割は、司書教諭の役割とは別個のものである」としている。

司書教諭が学校図書館の教育的な活動の面で中心的な役割を果たすのに対して、学校図書館担当事務職員は、学校図書館の管理運営面がその役割となる。両者の円滑な役割分担の中で学校図書館の活性化を図る必要がある。

また、学校図書館法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成9年6月3日）において、「現に勤務するいわゆる学校司書がその職を失う結果にならないよう配慮する」とされている。

（4）司書教諭の任命

「学校図書館法の一部を改正する法律」（平成9年6月11日）によって、学校図書館法第5条の附則第2項中の「当分の間」が「平成15年3月31日までの間（政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間）」に改められた。また、「政令で定める規模以下の学校」については、「学校図書館法附則第2項の学校の規模を定める政令」（平成9年6月11日）によって、「学級の数（中略）が11以下の学校とする。」と規定された。これにより、平成15年度から、12学級以上の規模の学校においては、司書教諭を必ず置くこととなった。

司書教諭の発令に関して、改正施行通知では、次のように留意事項を示している。

「（1）司書教諭については、（中略）改正法の趣旨を踏まえ、今後は、司書教諭有資格者の養成・確保及びその発令をより一層計画的に推進するよう努めること。

（2）改正法令等では、11学級以下の学校においては当分の間司書教諭を置かなければできるとされているが、学校図書館における司書教諭の重要性に鑑み、これらの学校においても司書教諭の設置がなされるよう努めることが望まれること。」

（5）本県における司書教諭の現状

ア 司書教諭の養成

平成8年度から、現職教員を対象に司書教諭講習を実施してきた。平成14年度までの延べ参加人数は、公立小学校 913人、公立中学校 487人、県立高校 199人、県立盲・聾・養護学校 68人である。それ以前の有資格者と合わせると小学校 1,152人、中学校 517人、高等学校 202人、盲・聾・養護学校 90人が司書教諭の有資格者として認められている。（平成15年8月現在）

イ 司書教諭の発令

静岡県立学校管理規則では、次のように規定している。

「第30条 学校に、司書教諭を置く。ただし、一定の規模以下の学校にあつては、司書教諭を置かないことができる。」

2 司書教諭は、教諭をもつて充て、校長の意見を聞いて、教育委員会が命ずる。

3 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館の利用に関して連絡調整並びに指導及び助言に当たる。」

ウ 司書教諭発令者に対する研修

義務教育課では、司書教諭研究推進校を中心に、司書教諭発令者研修会を実施

している。平成15年度から悉皆研修とし、授業公開を実施するなど、司書教諭のニーズに合った研修を行っている。養護教育課では、上記研修に参加するとともに、平成16年度から、学校図書館活性化研究事業指定校を会場に研修会を実施する予定である。高校教育課では、学校図書館活性化モデル事業指定校を会場に、司書教諭及び学校図書館担当事務職員地区別研修会を実施している。

3 校内体制の整備

(1) 校長の役割と責任

情報化会議報告では、次のように述べられている。

「学校における体制の充実に関する成否は、校長の役割と責任に負うところが大きい。校長には、学校として情報化にどう対応するかという明確な理念を持ち、情報教育の重要性、インターネットなどの新しい情報技術の導入やそのために生じるであろう課題、学校図書館や司書教諭の役割の重要性に対する識見、教員組織全体として情報教育を担うための教員の意識改革、特に校内体制や校内研修の充実を図ることなどに関して理解を深めるとともに、具体的な行動を求める。」

このことは、学校図書館運営についても同様であり、改正施行通知において、学校図書館法改正の趣旨について、次のように示されていることに十分留意する必要がある。

「学校図書館は学校教育に欠くことのできないものであり、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する学習情報センターとしての機能とともに、児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場として、さらには創造力を培い学習に対する興味・関心等を呼び起こし豊かな心を育む読書センターとしての機能を果たし、学校教育の改革を進めるための中核的な役割を担うことが期待されている。特に、これからの中学校教育においては、児童生徒が自ら考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力等を育むことが求められており、学校図書館の果たす役割はますます重要になってきている。」

(2) 校内の協力体制

改正施行通知では、次のように留意事項を示している。

「(3) 司書教諭がその職責を十分に果たせるよう、校内における教職員の協力体制の確立に努めること。その際、各学校の実情に応じ、校務分掌上の工夫を行い、司書教諭の担当授業時間数の減免を行うことは、従来と同様、可能であること。」

また、情報化会議報告では、次のように述べられている。

「今後も学校教育活動全体を通じて、情報化に対応した教育を推進していくことが重要であるため、学校内の推進体制として、各学校の判断で情報化推進のための校内組織を設けることを推奨する必要がある。司書教諭には学校の情報化、情報教育推進の一翼を担うことが求められているため司書教諭の職務や役割の重要性等に関する周知や資質の向上に一層努めていく必要がある。」

5 後期計画(平成 20~22 年度)策定の経緯

	担当者会	読書活動推進会議他	課長会
平成 19 年 4 月	第1回担当者会(24日) ①後期計画策定方針の説明 ②「現状・課題」の把握依頼 ③「施策の方向」検討依頼 ④役割分担		
5月	第2回担当者会(30日) ①後期計画策定方針の確認 ②「現状・課題」の把握 ③「施策の方向」の検討 (担当案)	原案の作成	課長会(24日) ・見直しについて説明
6月	(隨時メール等で意見集約) 第3回担当者会(21日) ①推進会議提出原案の作成 ②これまでの成果、今後の取組の一覧の作成	第1回推進会議(26日) ・原案の検討 ・意見聴取(会議後)	
7月	推進委員意見の取りまとめ (各課での検討)		
8月	第4回担当者会(13日) ①第1回推進会議の意見反映の検討 ②修正案の作成 第5回担当者会(27日) ①第2回推進会議 提出修正案の確認 (各課の意見調整、努力目標、目標値の確認) ②アクションプラン作成依頼	修正案の作成	
9月	(隨時メール等で調整)		
10月	意見に基づき最終案の作成 各課ごとアクションプランの検討	第2回推進会議(9日) ・修正案の検討 ・最終案に対する提案	
11月	第6回担当者会(6日) ①課長会提出の最終案の検討 (本文修正・目標値追加検討 ・アクションプラン確認) (隨時メール等で調整)	最終案の作成	課長会(20日) ・後期計画(案)の提示 ・意見聴取
12月 平成 20 年 2 月	意見に基づき検討事項の調整 (隨時メール等で調整)	市町教育委員会への意見聴取(4日)	課長会(25日) ・後期計画(案)の承認

【担当者会】

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、県立中央図書館、総合教育センター、私学振興室、子育て支援室、社会教育課（2名）の担当者の計9名

平成 19 年度静岡県読書活動推進会議委員

NO	氏 名	役 職 等	備 考
1	天野 忍	県立中央図書館長	公立図書館（県）
2	植松 実木	伊東市立西小学校教諭 (司書教諭)	学校（学校図書館）
3	大森 通世	静岡県地域活動連絡協議会副会長	民間（子育て）
4	江崎 直利	静岡県書店商業組合常務理事	民間（書店）
5	加藤 誠一	静岡県教育研究会学校図書館部長 (静岡市立森下小学校長)	学校（小中学校）
6	川村 美智	静岡新聞社編集局報道本部学芸部専任部長	民間（マスコミ）
7	久保田祐輔	常葉大学教育学部3年	民間（学生）
8	小林 滋紀	静岡県高等学校図書館研究会長 (県立浜北西高等学校長)	学校（高校）
9	小林 亨二	厚生部福祉こども局子育て支援室長	行政（子育て）
10	谷口 京子	静岡県 P T A 連絡協議会母親理事	民間（P T A）
11	錦織 淑子	静岡県読書推進運動協議会会長	民間（読書推進）
12	林 左和子	静岡県図書館情報学教育研究会 (静岡文化芸術大学文化政策学部准教授)	学識経験者
13	松村 明美	焼津市立大富幼稚園長	保育所・幼稚園関係代表
14	室伏 和子	県立三島南高等学校主任 (学校図書館担当事務職員)	学校（学校図書館）
15	望月 俊夫	由比町教育委員会教育長	行政（町村教育長）
16	山下 嘉彦	沼津市立図書館長	図書館関係（市町）
17	横山 孝子	県立浜松養護学校長	学校（特別支援教育）

(50 音順 敬称略 役員等は委員委嘱時)

静岡県子ども読書活動推進計画
-「読書県しづおか」をめざして-
(後期計画)
平成20年2月発行

編集・発行 静岡県教育委員会社会教育課
〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6
電話 054-221-3163 Fax 054-221-3362
ホームページ <http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-08/>